



第2期 恩納村子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

恩納村



はじめに

近年、急速な少子高齢化等を背景として、保護者の就労環境の多様化や核家族化の進行、そして共働き家庭の一般化により、子ども・子育て家庭や地域社会が大きく変化し続けております。そうした子ども・子育てをめぐる現状と課題に取り組む中で、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大や地域のつながりの希薄化を背景として子育て不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。そうした現状を踏まえ、家庭における負担や不安、孤独感を和らげ、保護者が安心して子育てができるように、行政、地域社会、企業をはじめ社会全体で子育てを支援していく必要があります。

本村では、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境の整備を図るため、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づいて、令和元年から実施された、幼児教育・保育の無償化により、教育・保育ニーズの動向も踏まえた受け皿の確保に取り組んでいきます。また、ニーズに対応した受け皿を確保する上で、保育士・幼稚園教諭の人材不足が全国的に問題となっており、本村においても大きな課題であることから、県をはじめ関係機関と協力しながら人材の確保と、保育士及び幼稚園教諭の資質の向上を目指して取り組むべき内容を取りまとめた第2期恩納村子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

子育ては次代の担い手を育成するための重要な未来への投資でもあり、本計画策定の趣旨を広く村民と共有し、家庭、地域社会が有機的な繋がりを築きながら、子ども・子育て支援に関する取り組みが一層進むことにより、子ども一人ひとりの笑顔と輝かし未来につながっていくことを期待いたします。

結びに、貴重なご意見、ご提言をいただきました村民の皆様をはじめ、慎重に審議いただいた「恩納村子ども子育て会議」の委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和2年3月

恩納村長 長浜 善巳

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5. 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・	4

第2章 本村の子どもを取り巻く状況

1. 人口等の基礎データの状況・・・・・・・・	5
2. 教育・保育環境の状況・・・・・・・・	15
3. ニーズ調査結果の概要・・・・・・・・	24
4. 第1期計画の点検・評価・・・・・・・・	42

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念・・・・・・・・	49
2. 基本目標・・・・・・・・	50
3. 施策の体系・・・・・・・・	51

第4章 基本目標ごとの施策の展開

基本目標1 幼児期の教育・保育の安定的な提供と子育て支援の充実・・・・・・・・	53
基本目標2 子どもが健やかに育つための支援の充実・・・・・・・・	56
基本目標3 子育てしやすい社会環境の構築・・・・・・・・	59

第5章 量の見込みと確保方策について

1. 教育・保育提供区域について・・・・・・・・	63
2. 将来人口推計結果と量の見込みの算出方法・・・・・・・・	64
3. 教育・保育施設の現状と確保方策の考え方・・・・・・・・	67
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の考え方・・・・・・・・	71

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制・・・・・・・・	77
2. 人材確保及び計画の周知・・・・・・・・	77
3. 計画の進捗管理・点検・・・・・・・・	77

◆ 資 料 編

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・趣旨

国は急速な少子高齢化の進行並びに子どもや家庭を取り巻く環境の変化に対応し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会を形成し少子化に歯止めをかけることを目的に、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」（平成26年までの時限立法）を制定しました。この法律に基づき、平成17年度から平成26年度の10年間で次世代の育成に関する集中的・計画的な取り組みを進めてきました。

しかしながら、平成24年の我が国の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に生む子どもの数）は1.41と人口を維持するのに必要な水準（おおむね2.07程度）を大きく下回っています。

また、依然として待機児童の問題や仕事と子育ての両立の難しさがあるほか、子ども・子育て支援が質・量ともに不足している地域の実情に応じた対策が不十分であるといった現状があります。

こうしたことを受けて新たな支援制度を構築するために、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子ども・子育て支援新制度として「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

「子ども・子育て支援法」では「子ども・子育てを社会全体で支援」、「全ての子どもへの良質な生育環境を保障」、「地域の実情に応じた総合的・効率的な支援」を理念とし、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進することとしています。また、そのための具体的な取り組みについて同法で市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することを義務付けられています。

本村では、平成22年3月に平成26年度を目標年度とする「恩納村次世代育成支援行動計画（後期計画）」の策定、平成27年3月には「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「恩納村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「恩納村子ども・子育て支援事業計画」（以降、第1期計画）に基づく、子ども・子育て支援サービスの充実に取り組んできたところですが、5年の計画期間を迎えることから、第1期計画の取り組み状況の点検・評価を行うとともに、新たに子育て世帯のニーズを把握し、子どもの健やかな育ちと家庭における子育てを地域で支えていく環境をさらに充実させることを目的に「第2期恩納村子ども・子育て支援事業」を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援行動計画としての性格

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は、平成 27 年 3 月（2015 年 3 月）までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画のさらなる推進という観点から、令和 7 年 3 月（2025 年 3 月）まで 10 年間延長することになりました。

これに伴い同法第 8 条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することになりますが、策定は任意となります。

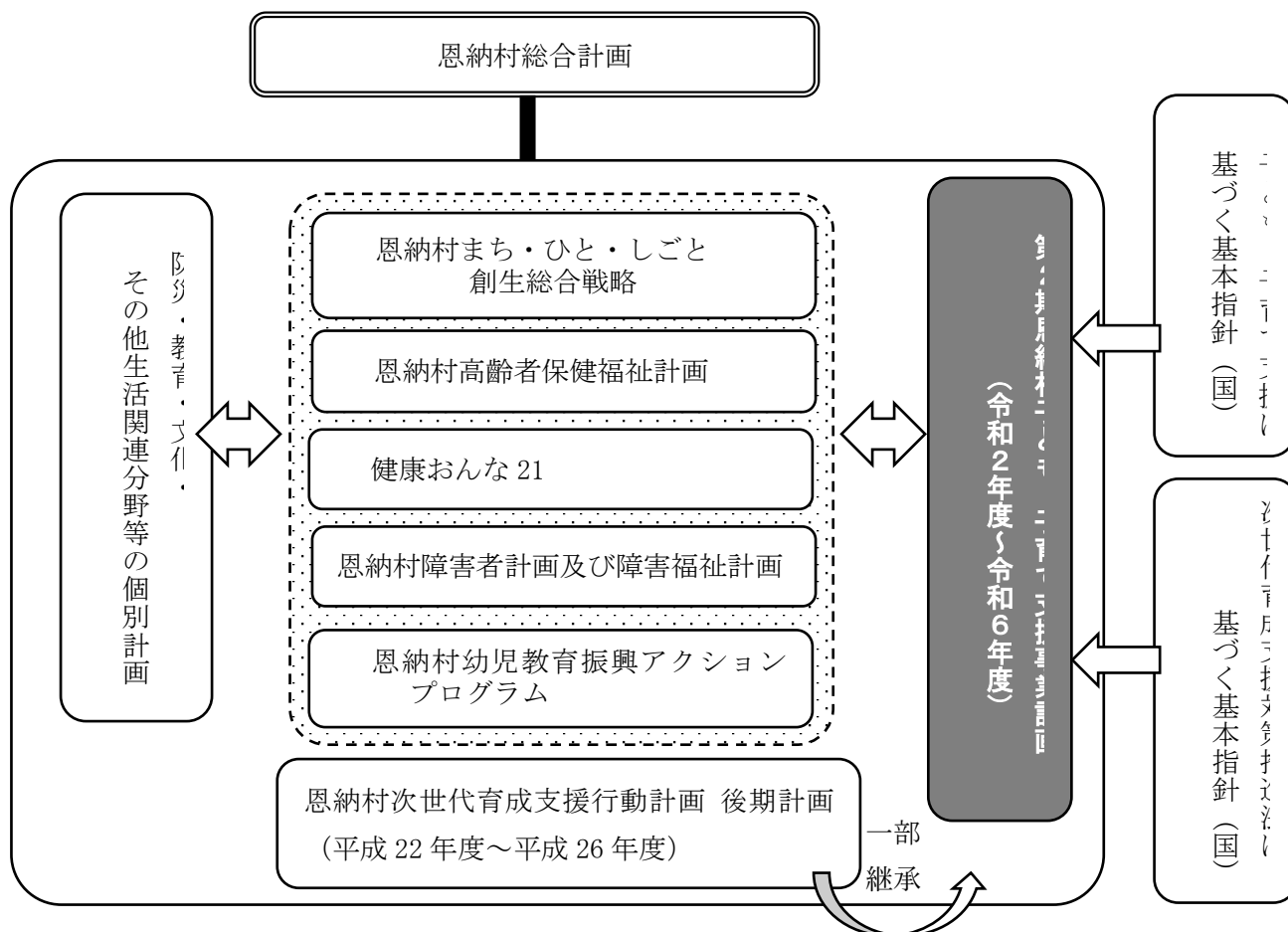
本村では、国が示す次世代育成支援行動計画の策定指針を踏まえた上で地域の実情を勘案し、必要な事項について本計画に引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。



(3) 関連する計画との整合

本計画は、むらづくりの基本となる「恩納村総合計画」を上位計画とし、その他の関連する計画と整合性を図り、子ども・子育て支援並びに次世代育成支援に係る個別計画として位置づけます。

■計画の位置づけ



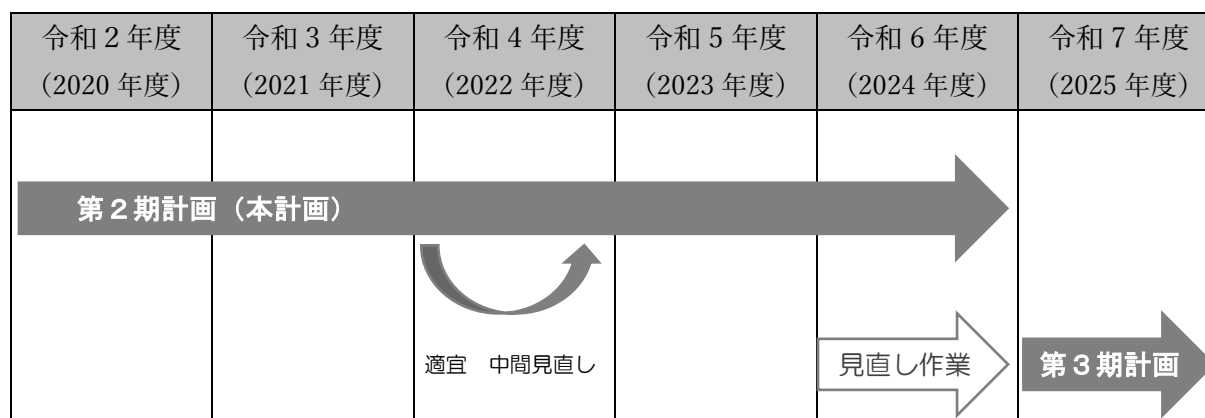
3. 計画の対象

本計画は、就学前児童（0～5歳）から小学生を中心に、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭及び地域、学校、事業所、行政など子ども・子育てに係る様々な主体が対象となります。

4. 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。

ただし、計画期間の中間年となる令和4年度（2022年度）を目安として、本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と実際の認定状況・利用状況等に乖離がある場合は、本計画の見直しを行うものとします。



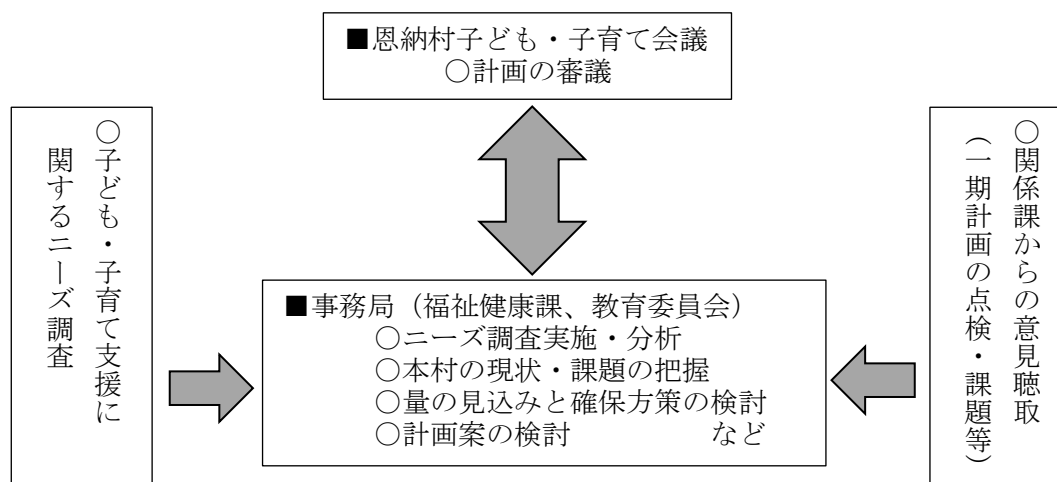
5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、本村の子どもの教育・保育に関わる現状や子育てのニーズを把握するため、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（アンケート調査）を実施しました。

また、第1期計画で位置付けた取り組みの点検・評価、第2期計画に向けての課題などを抽出するため関係課からの意見聴取を行いました。

これらの基礎資料を基に、学識経験者、教育・保育、保健、福祉など、様々な分野の関係者及び保護者代表で構成する「恩納村子ども・子育て会議」を開催して審議を行い、計画を策定しています。

【策定体制イメージ】



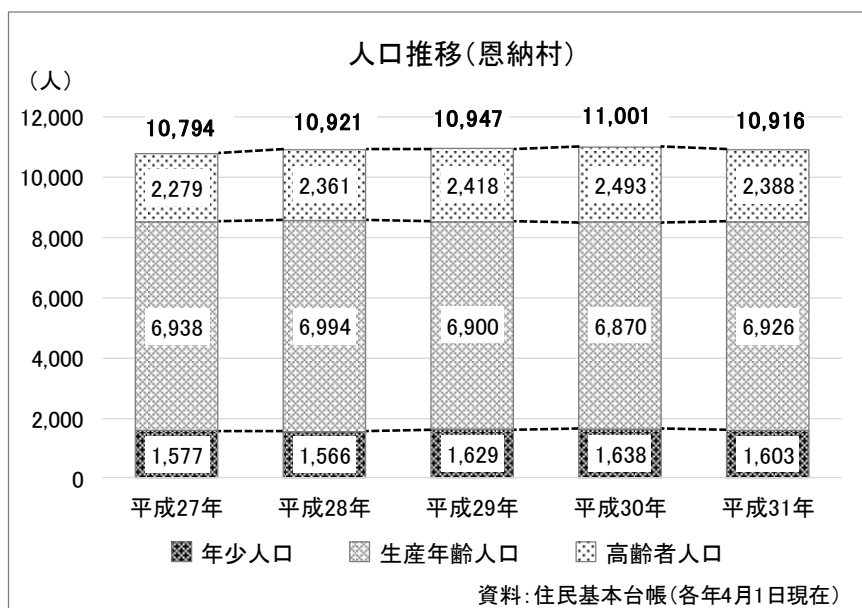
第2章 本村の子どもを取り巻く状況

1. 人口等の基礎データの状況

①人口推移

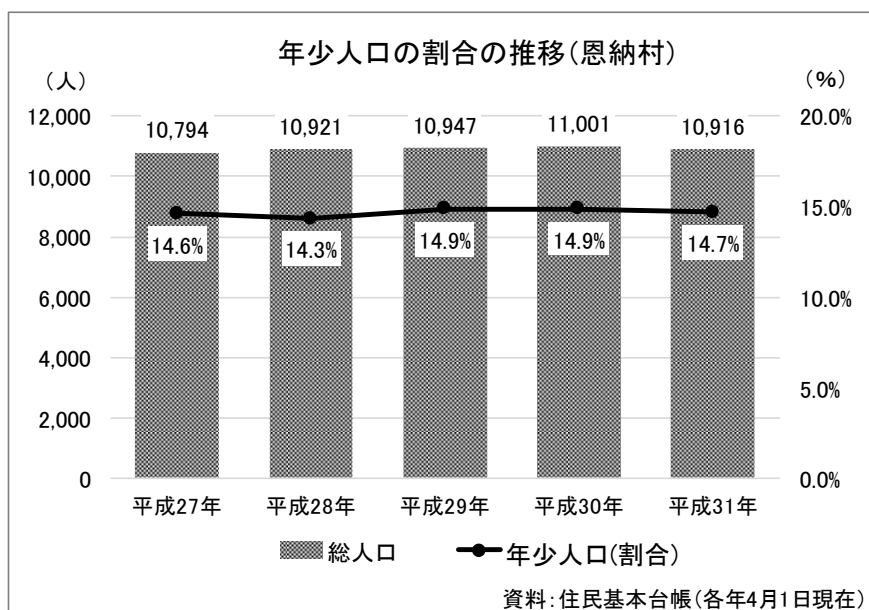
本村の総人口をみると、増減をくり返し推移しており、平成31年は10,916人で平成27年の10,794人に比べ122人増加しています。

年齢3区分の推移をみると、0歳から14歳までの年少人口と65歳以上の高齢者人口は平成27年より微増傾向がみられるものの、15歳から64歳までの生産年齢人口においては、平成28年をピークに減少傾向となっています。



②年少人口割合の推移

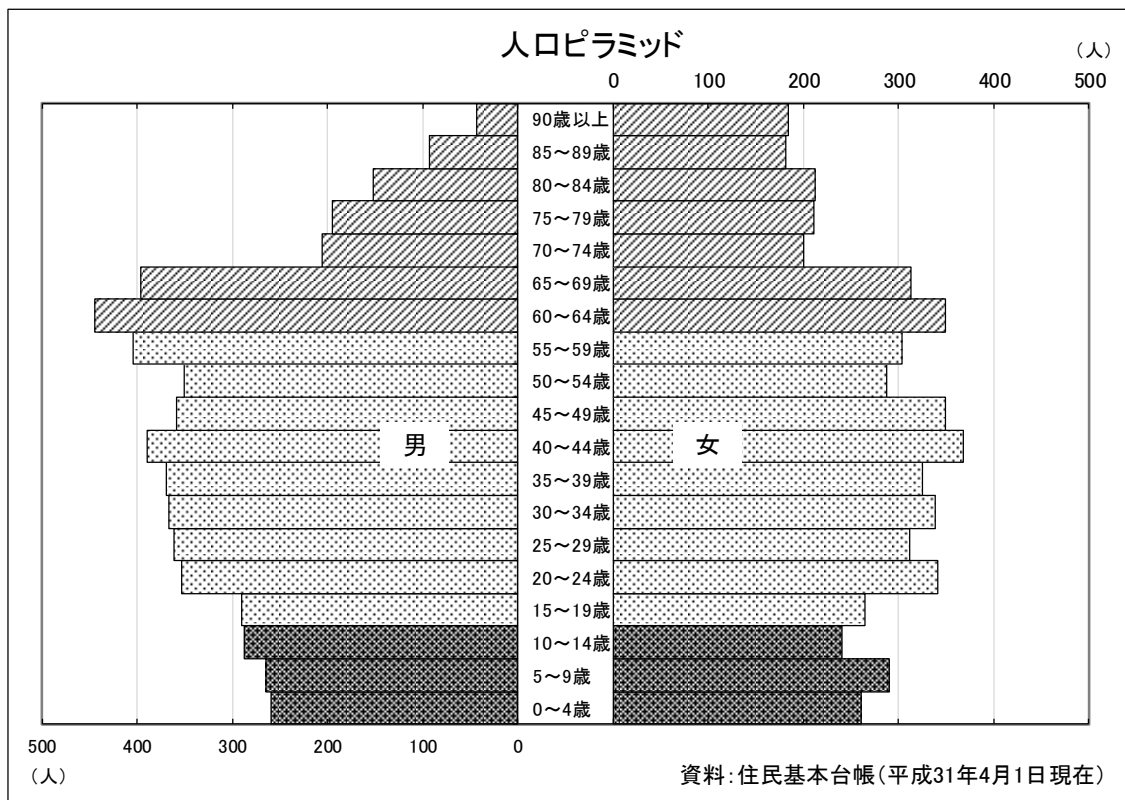
年少人口(0~14歳)の推移をみると、多少の増減はあるものの微増傾向にあります。



③人口ピラミッド（年齢5 歳階級）

本村の人口ピラミッドをみると、人口が最も多い年齢層は、男性では「60～64 歳」で女性では「40～44 歳」となっています。

ピラミッドの形状をみると、「つぼ型」の形状となっており、少子高齢化の状況にあります。



④就学前児童の人口推移（小学校入学前の 0～5 歳人口）

村全体における就学前児童人口の推移をみると、平成 27 年の 609 人から増減をくり返しながらか推移し、平成 31 年は 625 人で 16 人増加となっており微増傾向にあります。

■就学前児童人口推移		単位:人				
		H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
恩納村		609	585	650	654	625
	0	103	90	121	103	104
	1	90	108	94	120	103
	2	108	91	115	93	102
	3	108	106	101	120	109
	4	90	104	109	103	102
	5	110	86	110	115	105

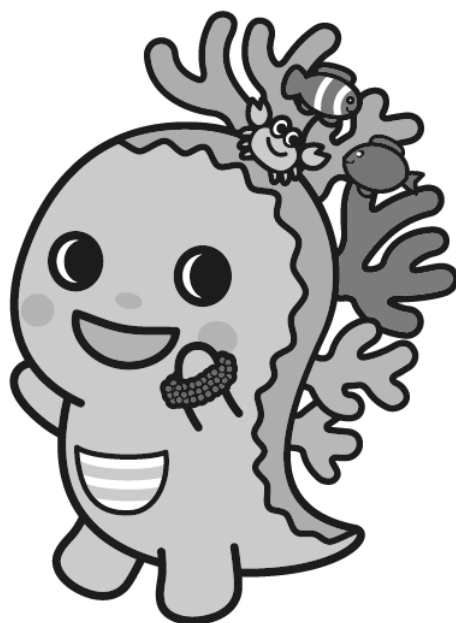
資料:住民基本台帳(平成31年4月1日現在)

⑤小学校児童の人口推移（6～11 歳人口）

村全体における小学校児童人口の推移をみると、就学前児童と同様に平成 27 年の 655 人から増減をくり返しながらか推移し、平成 31 年は 664 人で 9 人増加となっており微増傾向にあります。

■小学校児童人口推移		単位:人				
		H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
恩納村		655	665	665	669	664
	6	118	116	93	113	110
	7	113	119	119	91	111
	8	108	110	121	122	115
	9	113	109	109	122	113
	10	99	112	110	110	108
	11	104	99	113	111	107

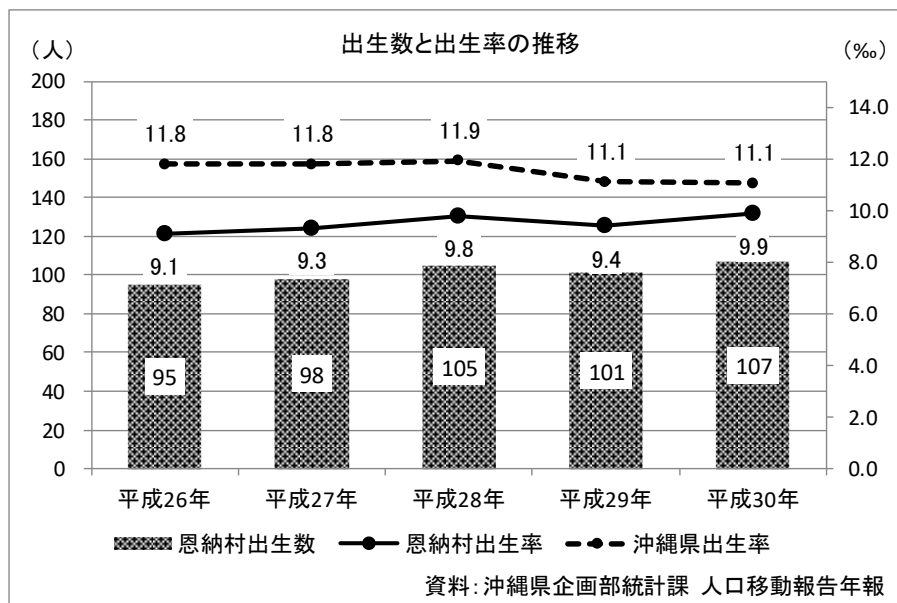
資料:住民基本台帳(平成31年4月1日現在)



⑥出生率

出生数の推移をみると、平成30年は107人で平成26年の95人に比べ12人増加となっており、微増傾向で推移し、安定した出生数となっています。

出生率（人口千人あたり）をみると、沖縄県の平均出生率を下回っています。



⑦合計特殊出生率

一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数を表す、合計特殊出生率の推移をみると、平成20年～平成24年の本村の値は1.63で、沖縄県の1.86を下回っています。

合計特殊出生率の推移

	昭和58～ 昭和62年	昭和63年～ 平成4年	平成5年～ 平成9年	平成10年～ 平成14年	平成15年～ 平成19年	平成20年～ 平成24年
恩納村	2.23	1.91	1.86	1.73	1.59	1.63
沖縄県	2.25	2.03	1.9	1.83	1.74	1.86
全国	-	-	-	1.36	1.31	1.38

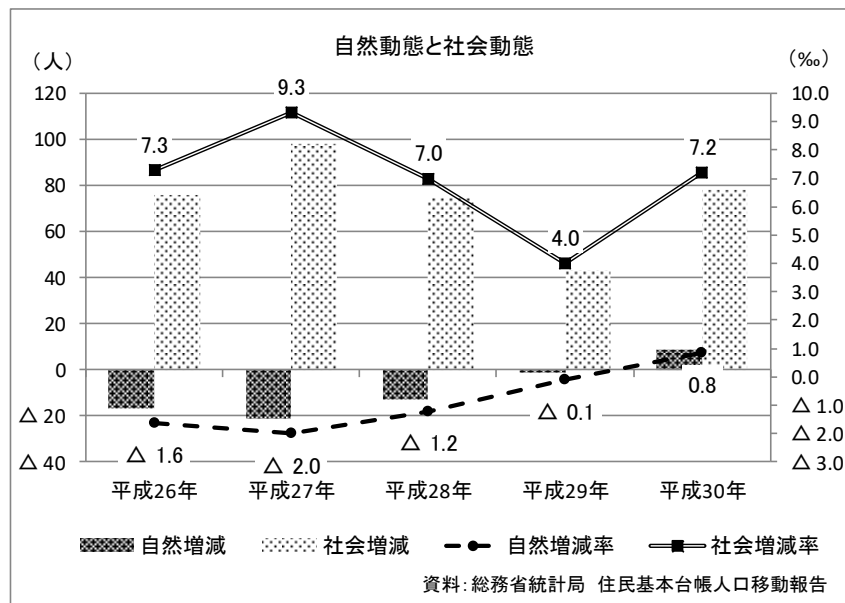
資料：恩納村と沖縄県は「人口動態保健所・市区町村別統計」より
全国は「人口動態統計特殊報告」より

⑧自然動態と社会動態

自然動態（出生数から死亡者数を引いた値）の推移をみると、平成 26 年から平成 29 年までは出生数が死亡者数を下回る自然減が続いており、平成 30 年は出生数が死亡者数を上回る自然増に転じています。

一方、社会動態（転入者数から転出者数を引いた値）の推移をみると、転入者数が転出者数を上回る社会増の状況が見られます。

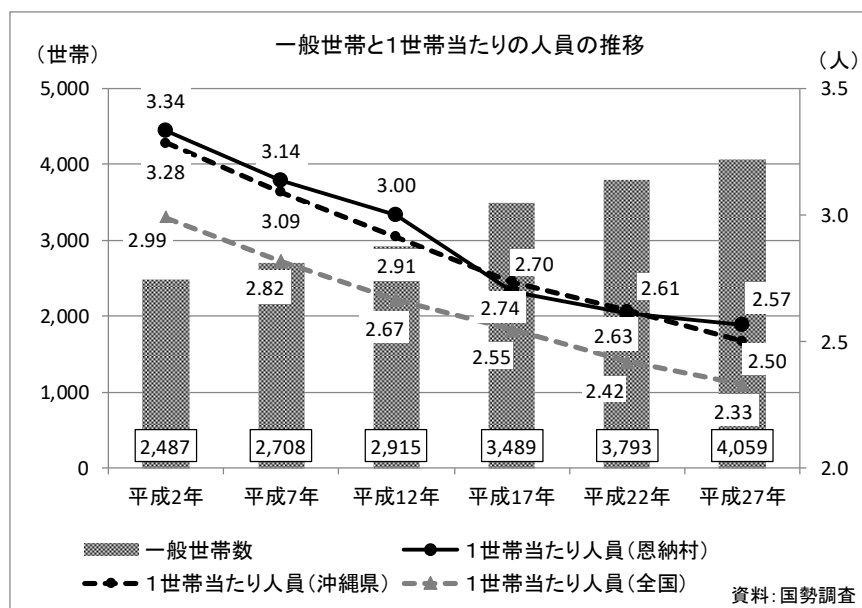
本村の人口動態をみると、自然動態に比べて社会動態の人数が多く、社会動態の動向が人口の増減への影響が大きいことがうかがえます。



⑨世帯の推移

一般世帯数および 1 世帯あたりの人員をみると、平成 27 年は 4,059 世帯、1 世帯あたり人員 2.57 人となっています。1 世帯あたりの人員は沖縄県平均の 2.50 人と同程度となっており、全国平均の 2.33 人を上回っています。

世帯数と 1 世帯あたりの人員の推移をみると、世帯数は平成 2 年の 2,487 世帯から一貫して増加傾向にあり、この 25 年で 1,572 世帯増加しています。一方、1 世帯あたりの人員は、平成 2 年の 3.34 人から一貫して減少傾向となっています。



※一般世帯とは、病院や老人ホームなどの施設へ入所している方を除いた世帯である。

⑩婚姻・離婚の動向

本村の婚姻率と離婚率は、人口規模が小さいため年度によって変動が大きくなります。

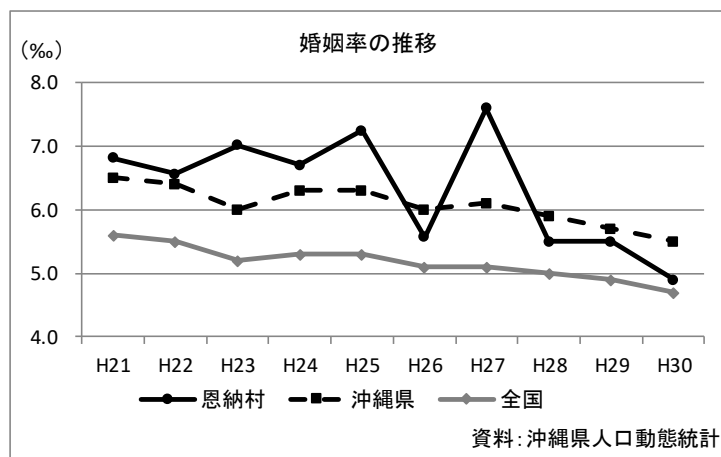
婚姻率をみると、平成 30 年は 4.9‰で 49 件となっており、平成 21 年からの推移をみると、平成 25 年までと平成 27 年においては沖縄県や全国よりも高い値となっていますが、平成 26 年以降においては沖縄県より低い値となっています。

離婚率をみると、平成 30 年は 2.9‰で 29 件となっており、平成 21 年からの推移をみると、平成 23 年および平成 26 年においては沖縄県や全国よりも低い値となっています。

婚姻率の推移

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
恩納村	婚姻率	6.8	6.6	7.0	6.7	7.2	5.6	7.6	5.5	5.5	4.9
	婚姻件数	66	64	71	68	73	58	77	56	59	49
沖縄県	婚姻率	6.5	6.4	6.0	6.3	6.3	6.0	6.1	5.9	5.7	5.5
全国	婚姻率	5.6	5.5	5.2	5.3	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9	4.7

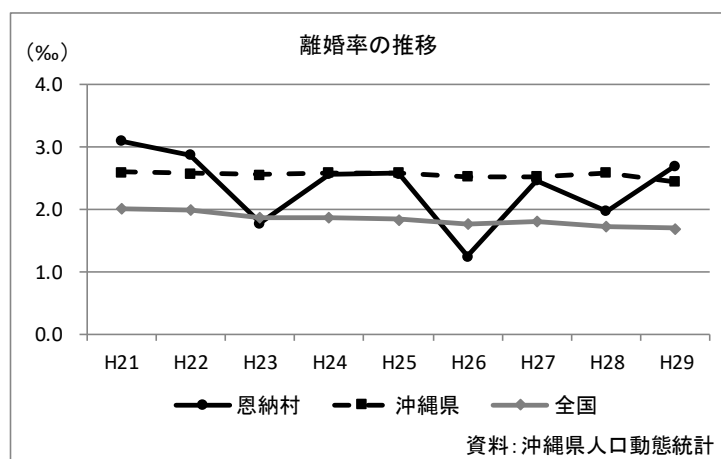
資料：沖縄県人口動態統計



離婚率の推移

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
恩納村	離婚率	3.1	2.9	1.8	2.6	2.6	1.2	2.5	2.0	2.7	2.9
	離婚件数	30	28	18	26	26	13	25	20	29	29
沖縄県	離婚率	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.6	2.4	2.5
全国	離婚率	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7

資料：沖縄県人口動態統計



⑪世帯構成の推移

国勢調査における世帯構成の推移をみると、一般世帯総数は増え続けています。また、核家族世帯も増え続けており、夫婦と子ども世帯および父子家庭と母子家庭のいずれも増加傾向にあります。

沖縄県の割合と比較すると、核家族世帯の割合は沖縄県を下回り、核家族以外の世帯と単独世帯は上回っています。

世帯構成の推移

単位:世帯、%

単位：世帯、%

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		
		%		%		%		%		%	沖縄県%
一般世帯総数	2,708		2,915		3,489		3,793		4,059		
核家族世帯	1,508	55.7	1,668	57.2	1,831	52.5	1,974	52.0	2,172	53.5	58.6
夫婦と子ども	932	34.4	1,022	35.1	1,052	30.2	1,072	28.3	1,100	27.1	30.5
18歳未満の親族がいる世帯	560	20.7	599	20.5	601	17.2	589	15.5	618	15.2	19.5
6歳未満の親族がいる世帯	268	9.9	255	8.7	273	7.8	290	7.6	319	7.9	10.1
父子家庭	51	1.9	47	1.6	61	1.7	67	1.8	103	2.5	1.9
18歳未満の親族がいる世帯	20	0.7	16	0.5	13	0.4	10	0.3	13	0.3	0.5
6歳未満の親族がいる世帯	1	0.0	2	0.1	1	0.0	3	0.1	2	0.0	0.1
母子家庭	235	8.7	268	9.2	325	9.3	337	8.9	381	9.4	10.8
18歳未満の親族がいる世帯	64	2.4	68	2.3	107	3.1	103	2.7	109	2.7	3.9
6歳未満の親族がいる世帯	16	0.6	17	0.6	22	0.6	16	0.4	22	0.5	1.0
核家族以外の世帯	489	18.1	458	15.7	447	12.8	478	12.6	494	12.2	7.5
単独世帯	699	25.8	780	26.8	1,195	34.3	1,281	33.8	1,332	32.8	32.4

資料:国勢調査

⑫児童扶養手当受給世帯の状況

平成30年度の児童扶養手当受給世帯数は144世帯となっています。この10年間の推移をみると、平成25年度の170世帯をピークに受給世帯数は減少傾向が続いており、総世帯数に占める受給世帯数の割合も減少傾向となっています（平成30年度3.3%）。

児童扶養手当受給状況

単位:人、%

	総世帯数 (A)	児童扶養手当受給世帯	
		総数(B)	割合(B/A)
平成21年度	3,726	137	3.7
平成22年度	3,812	137	3.6
平成23年度	3,925	172	4.4
平成24年度	3,979	163	4.1
平成25年度	4,009	170	4.0
平成26年度	4,144	159	3.8
平成27年度	4,363	160	3.6
平成28年度	4,163	153	3.6
平成29年度	4,229	147	3.5
平成30年度	4,321	144	3.3

※H25年度からは、概況の原因別の記載は無し。

※H28年度からは、沖縄県中部福祉事務所「福祉事務所活動概況:統計資料」

資料:沖縄県中部福祉保健所「福祉保健所概況」

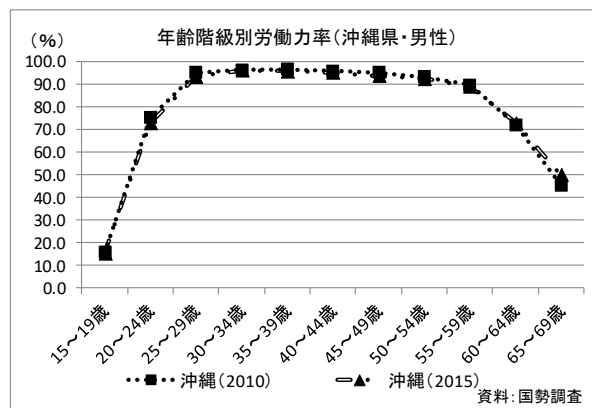
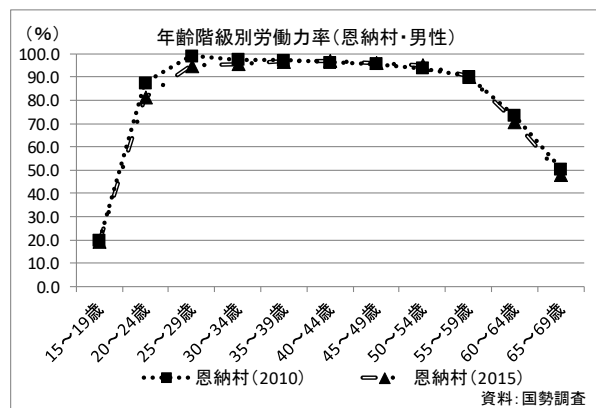
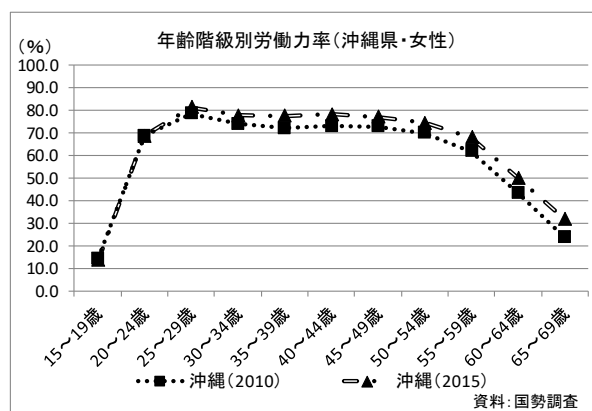
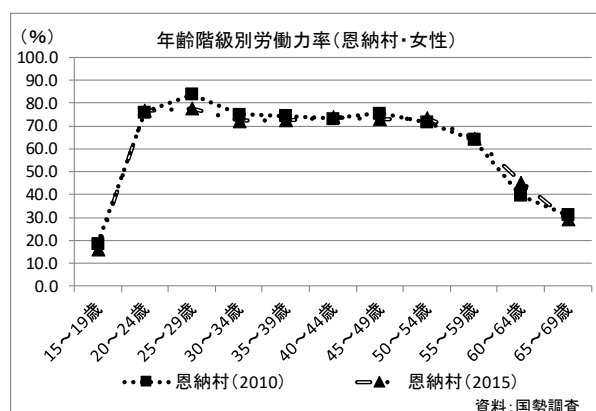
⑬年齢階級別労働力

下記の年齢階級別の労働力率のグラフをみると、女性のグラフの形状はある年齢層で若干の落ち込みが見られる M 字型の形となっていますが、男性では概ね逆 U 字の形状となっています。

2015 年の女性においては、30～34 歳から 35～39 歳の期間において労働力率が一時落ち込んでいる状況がみられます。この傾向は出産・育児による労働力の落ち込みと考えられます。

男性においては、2010 年では 20～24 歳から 55～59 歳までの期間は 80%以上と安定した労働力率となっています。

2010 年と 2015 年の 2 時点での違いをみると、女性および男性で大きな違いは見られません。



⑭産業構造

産業構造をみると、男性の総数（全ての年代）における産業構造は、「宿泊業、飲食サービス業」および「農業、林業」の占める割合が高く、沖縄県および全国平均を大きく上回っています。

また、主に子育てを行っている世代の20～40代の状況をみると、20～40代までともに「宿泊業、飲食サービス業」の割合が最も高くなっています。次いで20～30代では「教育、学習支援業」の割合が最も高く、40代では「農業、林業」が高くなっています。

一方、女性の総数（全ての年代）における産業構造は、「宿泊業、飲食サービス業」および「卸売業、小売業」の占める割合が高くなっています。

また、主に子育てを行っている世代の20～40代の状況をみると、20～30代では「宿泊業、飲食サービス業」および「教育、学習支援業」の割合が高く、40代では「宿泊業、飲食サービス業」および「卸売業、小売業」の割合が高くなっています。

本村は、男女ともに「宿泊業、飲食サービス業」の占める割合が高い産業構造となっています。

男女別年齢別産業構造

単位: %

男性	総数			20代			30代			40代		
	恩納村	沖縄県	全国	恩納村	沖縄県	全国	恩納村	沖縄県	全国	恩納村	沖縄県	全国
農業、林業	16.5	5.5	3.7	4.1	1.8	1.4	7.3	2.4	1.7	11.5	2.8	1.5
漁業	4.7	0.7	0.4	2.4	0.5	0.2	4.3	0.5	0.2	4.5	0.5	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
建設業	10.0	14.2	11.0	5.9	10.7	8.0	7.5	12.7	10.1	11.1	14.4	11.7
製造業	2.8	5.4	20.0	2.0	4.9	21.7	3.0	5.6	22.1	3.4	5.8	22.8
電気・ガス・熱供給・水道業	0.6	0.8	0.7	0.9	0.9	0.7	0.5	1.1	0.7	1.1	1.1	1.0
情報通信業	0.9	2.7	3.7	1.1	3.8	4.2	1.4	3.8	5.5	0.8	2.9	4.7
運輸業、郵便業	2.4	6.5	7.4	1.1	3.7	4.8	1.5	5.2	6.5	2.5	5.8	8.5
卸売業、小売業	8.2	11.8	13.0	8.0	15.3	14.5	10.4	12.3	13.1	8.4	11.8	12.9
金融業、保険業	0.1	1.4	1.9	0.0	1.6	1.9	0.2	1.5	1.7	0.0	1.6	2.3
不動産業、物品賃貸業	1.3	2.4	2.2	0.6	2.1	1.4	1.8	2.1	1.7	0.8	2.1	1.7
学術研究、専門・技術サービス業	1.4	3.5	3.8	0.7	2.5	2.7	1.1	3.3	3.8	1.2	3.8	3.9
宿泊業、飲食サービス業	19.0	5.9	3.7	31.6	8.9	6.0	21.5	6.2	3.4	19.0	5.5	2.9
生活関連サービス業、娯楽業	4.6	3.1	2.5	3.2	3.7	3.2	5.8	3.5	2.6	4.8	2.9	2.0
教育、学習支援業	10.0	4.0	3.5	18.2	4.1	3.9	16.6	4.7	3.1	8.7	4.6	2.9
医療、福祉	3.4	7.0	5.1	3.2	8.3	6.5	4.3	9.0	6.3	4.2	7.5	4.5
複合サービス事業	1.2	1.0	0.9	0.9	1.3	0.9	1.5	1.2	1.0	1.6	1.3	1.0
サービス業(他に分類されないもの)	7.2	8.4	6.5	4.6	6.8	4.7	6.6	7.1	5.5	10.3	9.1	5.6
公務(他に分類されるものを除く)	5.3	7.3	4.4	10.8	9.7	5.7	4.3	8.9	4.9	5.6	8.5	4.9

女性	総数			20代			30代			40代		
	恩納村	沖縄県	全国	恩納村	沖縄県	全国	恩納村	沖縄県	全国	恩納村	沖縄県	全国
農業、林業	5.6	2.4	3.2	0.7	0.5	0.6	1.7	0.9	1.0	7.0	1.3	1.2
漁業	1.3	0.1	0.1	0.5	0.1	0.0	1.1	0.1	0.1	4.1	0.1	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	1.8	2.4	2.7	0.5	2.3	1.5	1.7	2.3	2.6	4.4	2.8	3.0
製造業	2.1	4.3	11.4	0.9	3.3	10.1	2.2	3.3	11.7	4.1	4.6	12.6
電気・ガス・熱供給・水道業	0.2	0.2	0.2	0.0	0.3	0.2	0.7	0.3	0.2	0.7	0.2	0.2
情報通信業	0.7	1.7	1.7	0.9	2.6	2.8	0.9	2.6	2.9	2.2	1.7	1.9
運輸業、郵便業	0.7	1.5	2.3	0.5	1.7	2.0	1.3	1.7	2.3	0.0	1.6	3.0
卸売業、小売業	15.7	16.5	18.2	11.6	14.5	18.7	12.0	14.5	17.3	35.6	16.2	18.2
金融業、保険業	0.8	2.4	3.1	0.9	2.9	3.5	0.7	2.9	3.3	1.9	2.8	3.6
不動産業、物品賃貸業	1.1	1.7	1.8	0.5	1.5	1.3	1.3	1.5	1.5	3.0	1.6	1.5
学術研究、専門・技術サービス業	1.4	2.1	2.5	1.2	2.8	2.5	2.6	2.8	3.3	2.2	2.5	2.9
宿泊業、飲食サービス業	27.1	10.1	7.8	35.5	7.8	8.4	25.2	7.8	6.2	43.7	8.4	6.7
生活関連サービス業、娯楽業	7.5	4.8	4.8	11.4	4.9	5.9	7.2	4.9	4.7	10.0	3.8	3.9
教育、学習支援業	10.4	7.0	5.9	14.9	8.3	6.4	16.1	8.3	5.8	17.8	8.6	6.4
医療、福祉	14.3	22.4	20.6	12.3	24.2	22.4	14.3	24.2	23.2	26.3	23.4	21.5
複合サービス事業	1.1	0.7	0.7	0.5	0.8	0.8	1.7	0.8	0.7	3.0	0.9	0.9
サービス業(他に分類されないもの)	5.2	8.0	5.3	3.1	8.1	3.3	5.7	8.1	4.4	8.5	8.4	5.1
公務(他に分類されるものを除く)	2.7	3.7	2.2	3.8	5.0	2.5	3.5	5.0	2.6	4.1	4.2	2.7

資料:平成27年 国勢調査

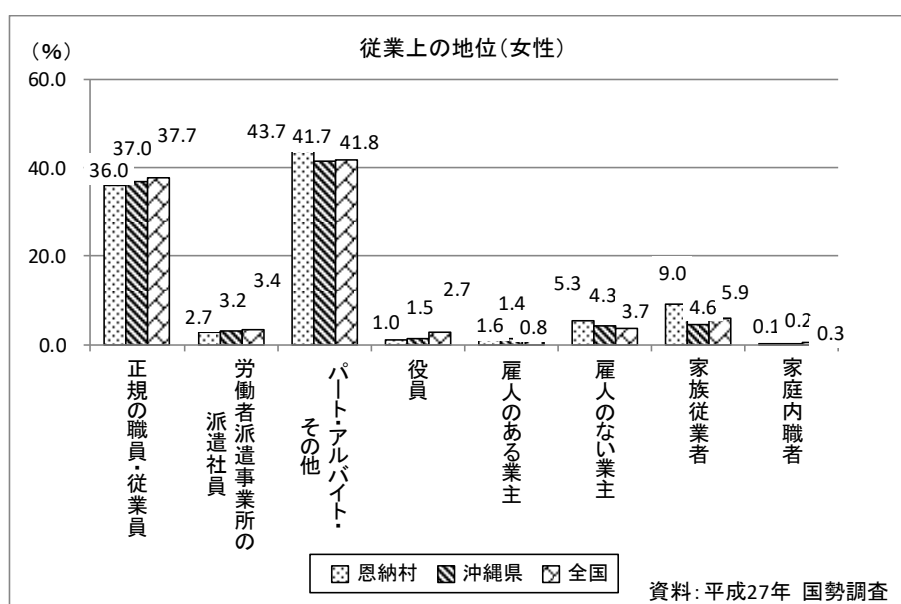
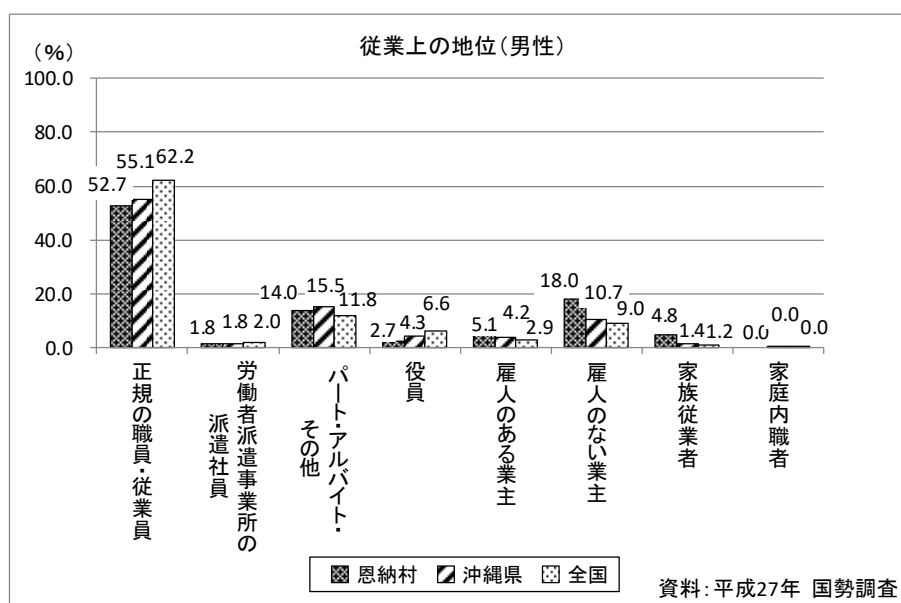
⑮従業上の地位

従業上の地位をみると、本村の男性では、「正規の職員・従業員」が最も多く、52.7%、次いで「雇人のない業主」が18.0%、「パート・アルバイト・その他」の14.0%で他の従業上の地位は6%以下となっています。

また、沖縄県平均および全国平均と比較すると、「正規の職員・従業員」の割合は低い状況となっています。

一方、女性の従業上の地位をみると、「パート・アルバイト・その他」が43.7%で最も多く、次いで「正規の職員・従業員」の36.0%で、他の従業上の地位は10%以下となっています。

また、沖縄県平均および全国平均と比較すると「パート・アルバイト・その他」の割合は高いものの、「正規の職員・従業員」の割合は低い状況となっています。



2. 教育・保育環境の状況

①公立保育所

村内の公立保育所は3カ所で、入所児童数は200人程度となっています。

また、平成31年の本村の0～4歳児の人口に占める公立保育所の入所児童数の比率は35.6%となっております。

公立保育所年齢別入所児童数の推移

単位:人、%

	保育所名	定員数	入所児童数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
平成26年	安富祖保育所	60	58	6	11	15	10	16
	恩納保育所	60	67	4	17	15	13	18
	山田保育所	70	74	4	15	17	16	22
	計	190	199	14	43	47	39	56
平成27年	安富祖保育所	65	55	6	10	13	16	10
	恩納保育所	65	65	4	12	17	15	17
	山田保育所	65	67	6	10	13	19	19
	計	195	187	16	32	43	50	46
平成28年	安富祖保育所	65	65	3	15	12	19	16
	恩納保育所	65	70	1	17	12	20	20
	山田保育所	65	72	2	15	14	20	21
	計	195	207	6	47	38	59	57
平成29年	安富祖保育所	65	60	3	12	12	14	19
	恩納保育所	65	64	5	12	12	15	20
	山田保育所	65	58	4	7	12	15	20
	計	195	182	12	31	36	44	59
平成30年	安富祖保育所	65	59	5	11	12	16	15
	恩納保育所	65	61	5	12	11	16	17
	山田保育所	65	56	4	12	11	14	15
	計	195	176	14	35	34	46	47
平成31年	安富祖保育所	65	57	4	12	12	16	13
	恩納保育所	65	69	3	12	17	14	23
	山田保育所	65	55	2	12	14	14	13
	計	195	181	9	36	43	44	49

資料: (各年4月1日現在)

公立保育所入所児童比率

単位:人、%

		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
平成31年	0～4歳人口(外国人含む)	508	79	109	110	91	119
	入所児童比率	35.6	11.4	33	39.1	48.3	41.2

資料:保育担当資料

②待機児童の推移

村全体の待機児童の推移をみると、平成25年以降から減少傾向にあり、平成28年には0人となりましたが、平成31年には20人に増加しています。

待機児童数の推移

単位:人

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
29	25	16	11	0	21	20

資料:恩納村役場(各年4月1日現在)

③認可保育施設

村内の認可保育施設は3カ所で、入所児童数は100人程度となっています。

また、平成31年の本村の0～5歳児の人口に占める認可保育施設の入所児童数の比率は17.9%となっております。

認可保育施設年齢別村内入所児童数の推移

単位：人、%

	保育所名	定員数	入所児童数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成28年	仲泊エンジェル保育園	60	29	9	9	6	4	1	0
	稲穂	5	5	2	3	0	0	0	0
	計	65	34	11	12	6	4	1	0
平成29年	仲泊エンジェル保育園	60	50	5	11	23	6	5	0
	風の森保育園	60	40	2	5	12	6	8	7
	稲穂	5	5	2	2	1	0	0	0
	計	125	95	9	18	36	12	13	7
平成30年	仲泊エンジェル保育園	60	56	5	15	12	17	7	0
	風の森保育園	60	47	2	12	6	15	6	6
	稲穂	5	5	0	3	2	0	0	0
	計	125	108	7	30	20	32	13	6
平成31年	仲泊エンジェル保育園	60	57	4	13	12	12	16	0
	風の森保育園	60	48	3	12	6	6	18	3
	稲穂	5	5	0	2	3	0	0	0
	計	125	110	7	27	21	18	34	3

資料：保育担当資料

村内認可保育施設入所児童比率

単位：人、%

		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成31年	0～5歳人口(外国人含む)	615	79	109	110	91	119	107
	入所児童比率	17.9	8.9	24.8	19.1	19.8	28.6	2.8

資料：保育担当資料



④認可外保育施設

村内の認可外保育施設は5カ所で、入所児童数は230人程度となっています。

また、平成31年の本村の0～5歳児の人口に占める認可外保育施設の入所児童数の比率は38.7%となっております。

認可外保育施設年齢別村内入所児童数の推移

単位：人、%

	保育所名	定員数	入所児童数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成28年	ゆうな保育園	不明	25	0	6	5	7	7	0
	子どもの森保育園	不明	87	0	0	19	25	20	23
	希望ヶ丘エンジェル保育園	不明	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	112	0	6	24	32	27	23
平成29年	ゆうな保育園	48	33	0	8	6	7	10	2
	子どもの森保育園	138	129	6	17	24	32	27	23
	リザンキッズクラブ	10	5	2	2	1	0	0	0
	OISTてだこCDC	157	124	9	26	24	24	19	22
	計	353	291	17	53	55	63	56	47
平成30年	ゆうな保育園	41	35	0	3	15	6	6	5
	子どもの森保育園	138	87	3	16	12	19	19	18
	リザンキッズクラブ	10	2	1	0	1	0	0	0
	OISTてだこCDC	154	117	11	20	28	22	21	15
	美らオーチャードゴルフ倶楽部	8	3	1	1	1	0	0	0
	計	351	241	16	40	57	47	46	38
平成31年	ゆうな保育園	41	26	0	2	5	11	4	4
	子どもの森保育園	147	79	2	12	13	18	19	15
	リザンキッズクラブ	10	2	0	0	0	0	0	0
	OISTてだこCDC	186	131	7	35	25	25	22	17
	美らオーチャードゴルフ倶楽部	3	3	0	1	1	1	0	0
	計	387	238	9	50	44	55	45	36

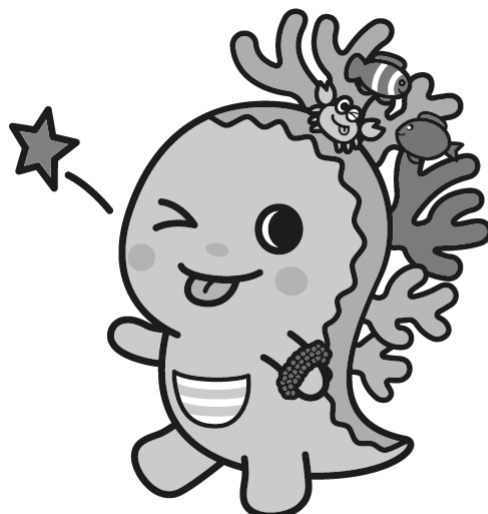
資料：保育担当資料

村内認可外保育施設入所児童比率

単位：人、%

		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成31年	0～5歳人口(外国人含む)	615	79	109	110	91	119	107
	入所児童比率	38.7	11.4	45.9	40	60.4	37.8	33.6

資料：保育担当資料



⑤幼稚園

村内の公立幼稚園は5ヵ所で、園児数は全体で90人代から100人台で推移しています。

幼稚園児童数の推移

単位:人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
安富祖幼稚園	12	14	13	14	22	18	17
うち喜瀬武原	-	-	-	0	4	5	3
うち4歳	-	-	-	5	3	1	1
恩納幼稚園	28	43	32	24	37	50	34
喜瀬武原幼稚園	6	10	5	休園	休園	休園	休園
うち4歳	2	4	1	休園	休園	休園	休園
山田幼稚園	21	18	25	17	20	15	10
仲泊幼稚園	20	12	15	20	16	16	25
合計	87	97	90	80	102	105	90

資料: 恩納村役場(各年5月1日現在)

⑥延長保育

延長保育は、村内3ヵ所の公立保育所で実施しており、月～金曜に19時までの30分の延長ができます。平成30年度の実利用者数は80人で、平成29年度より2人増えています。また、入所児童数に占める利用者の割合は平成30年度が45.5%となります。

延長保育利用実績

単位:人

施設名		平成29年度	平成30年度
安富祖保育所	実人数	29	26
	延人数	123	87
恩納保育所	実人数	25	24
	延人数	112	83
山田保育所	実人数	24	30
	延人数	91	149
合計	実人数	78	80
	延人数	326	319
入所児童数		182	176
入所児童数に占める割合		42.9	45.5

資料: 保育所担当資料

⑦地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは山田保育所に併設されており、利用者は増加傾向にあります。センターでは月1～2回出前講座(出前ひろば)を地域の公民館等で開催しています。

地域子育て支援センター利用実績

単位:人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人数(親)	66	72	74	83	87
実人数(子)	77	92	86	102	97
延人数	2,671	2,166	1,684	3,107	3,342
出前講座回数	30	23	21	21	25

資料: 保育所担当資料

⑧一時預かり

一時預かりは、保育所や幼稚園に通っていない満1歳～就学前の児童を対象に、山田保育所と恩納保育所で実施しています。利用者は山田保育所が平成26年度以降10人台で推移し、恩納保育所は増減をくり返しながら平成30年度では5人となっています。

恩納保育所では、保育士の確保が困難な状況となったことから、平成31年度から「実施無し」となっています。

一時預かり利用実績

単位:人

施設名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
山田保育所	実人数	17	17	15	12	15	15
	延人数	270	324	299	229	305	367
恩納保育所	実人数	15	24	16	10	5	実施無し
	延人数	652	317	352	89	73	実施無し

資料:保育所担当資料

⑨緊急保育

産前2ヶ月から産後2ヶ月の間に、保護者の肉体的・心理的負担を軽減するために緊急保育を公立保育所で実施しています。入所枠に余裕がある際に受け入れを行っており、平成26年度から30年度においては各年度10人未満の利用がありましたが、平成31年度は入所枠に余裕がなく利用実績はありません。

緊急保育利用実績

単位:人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実人数	3	7	9	4	3	0

資料:保育所担当資料

⑩幼稚園の午後の預かり保育

午後の預かり保育は、平成24年度まで安富祖幼稚園のみで実施していましたが、現在では全幼稚園（休園している喜瀬武原幼稚園除く）で実施しています。

平成31年度の園児の利用割合は、安富祖幼稚園が9割、恩納幼稚園が5割、仲泊幼稚園が7割、山田幼稚園が4割となっています。

幼稚園の午後の預り保育利用実績

単位:人、%

施設名		平成29年度	平成30年度	平成31年度
安富祖幼稚園	実人数	18	11	15
	延人数	216	132	180
恩納幼稚園	実人数	21	39	18
	延人数	252	468	216
仲泊幼稚園	実人数	13	13	18
	延人数	156	156	216
山田幼稚園	実人数	20	11	4
	延人数	240	132	47
合計	実人数	38	22	19
	延人数	456	264	227

資料:教育委員会学校教育課資料

⑪ファミリー・サポート・センター事業

平成 24 年度より「やんばる町村ファミリー・サポート・センター」に委託し実施しています。平成 30 年度の利用状況をみると、利用者実数(利用世帯)は 13 人(世帯)となっています。利用の内訳としては「保護者などの短時間・臨時的就労の場合の援助」が 11 回と最も多く、次に「送迎」が 5 回、「保育所施設等の帰宅後の預かり」および「保育施設などの休みの際の援助」が 3 回と続きます。

会員数は「利用会員」が 84 人、「サポート会員」が 20 人、「両方会員」が 8 人で、「利用会員」が多い状況となっています。

ファミリー・サポート・センター利用等実績		単位:回
利用内容	利用回数	会員
保護者などの短時間・臨時的就労の場合の援助	11	利用会員 : 84人 サポート会員: 20人 両方会員: 8人 利用者実数: 13人 (世帯) (世帯)
送迎	5	
保育所施設等の帰宅後の預かり	3	
保育施設などの休みの際の援助	3	
保護者の家事をする際の預かり	2	
買い物等外出の際の預かり	1	
合計	25	

資料: やんばる町村ファミリーサポートセンター活動報告(H30年度活動実績)

⑫学童クラブ

村内の学童クラブは平成 25 年度まで「あかんちゃ学校」(恩納区)と「くじら隊」(仲泊区)の 2 カ所でしたが、現在は 3 ヶ所で実施しています。学童クラブでは幼稚園児から小学校 6 年生までを受け入れています。

学童の利用実績(平成30年度)							単位:人、%
施設名	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計
あかんちゃ学校	13	10	4	2	0	0	29
第二あかんちゃ学校	8	7	3	6	0	1	25
くじら隊	16	11	9	4	0	0	40
合計	37	28	16	12	0	1	94

資料:学童担当資料

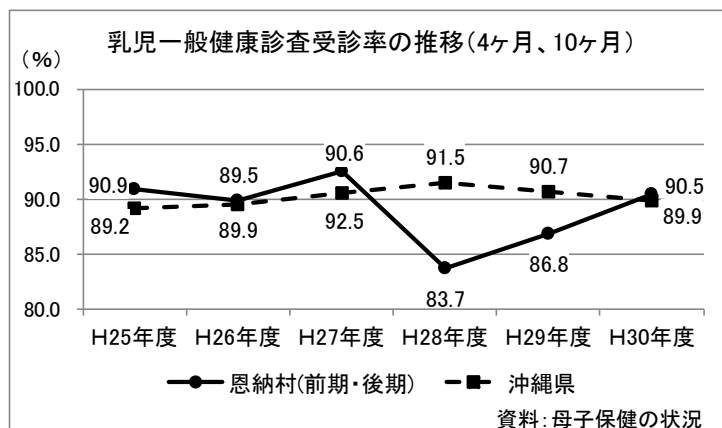


⑬乳幼児健康診査

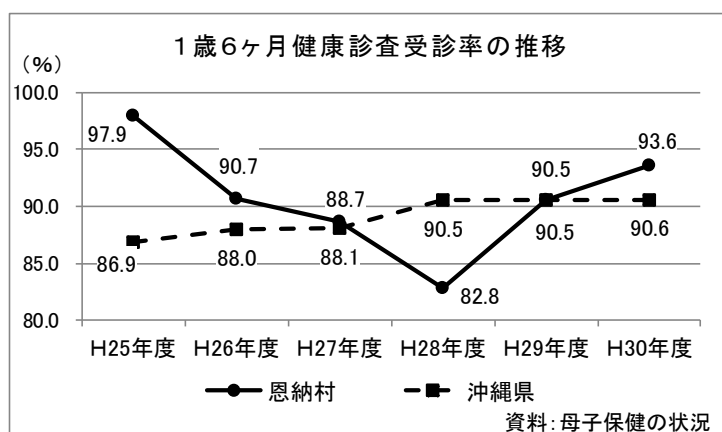
平成 30 年度の乳児一般健康診査、1 歳 6 ヶ月健康診査、3 歳児健康診査の受診率をみると、いずれも平成 30 年度は沖縄県の平均の受診率を上回っています。

受診率の推移をみると、いずれも 80%以上で推移していますが、沖縄県の平均を下回る年もあります。

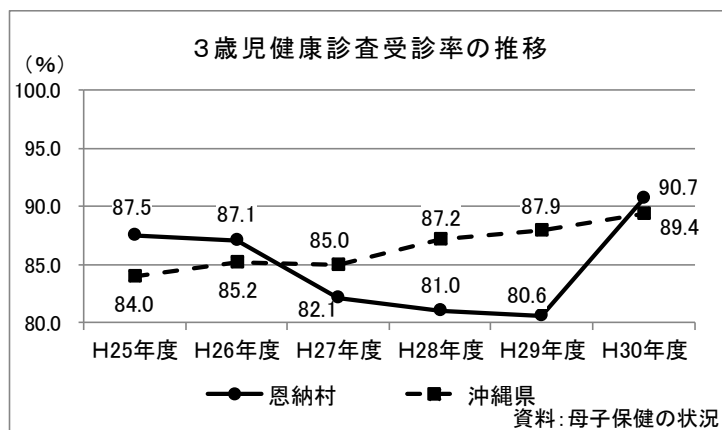
【乳児一般健康診査（4 ヶ月、10 ヶ月）】



【1 歳 6 か月健康診査】



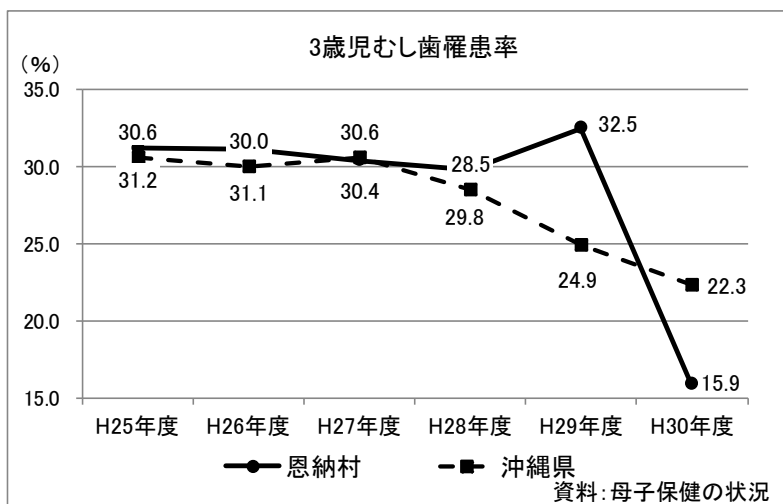
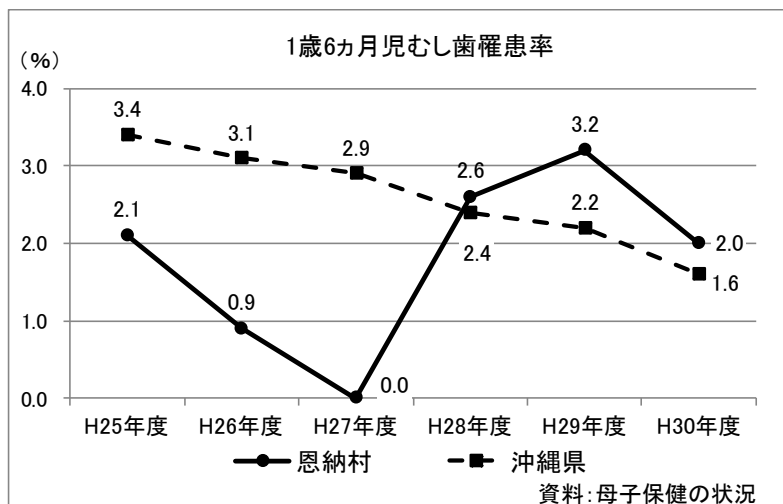
【3 歳児健康診査】



⑭むし歯罹患率

1歳6ヶ月のむし歯罹患率をみると、平成27年度までは本村が沖縄県の平均の受診率よりも低く、平成28年度以降は沖縄県よりも上回っています。

また、3歳児のむし歯罹患率では、平成29年度までは30%前後で推移し、沖縄県の平均の受診率とほぼ同じ受診率で推移していましたが、平成30年度は15.9%と大きく減少しています。



⑮障がい児保育

障がい児保育は全ての公立保育所で実施しており、平成 30 年度の対象となる児童は保育所全体で 1 人となっています。

障がい児保育児童数					単位:人
施設名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
安富祖保育所	1	0	0	0	0
恩納保育所	0	0	0	0	0
山田保育所	1	0	0	0	1
合計	2	0	0	0	1

資料:福祉行政報告(各年4月1日現在)

⑯特別支援教育

特別支援教育の対象となる児童は年々増えてきており、幼稚園から中学校までを合わせると平成 26 年度が 56 人であるのに対し、平成 30 年度では 109 人と大きく増えています。

特別支援教育対象児童数					単位:人
学校名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
安富祖幼稚園	0	0	0	0	1
喜瀬武原幼稚園	1	0	-	-	-
恩納幼稚園	1	0	0	1	1
仲泊幼稚園	0	0	0	0	1
山田幼稚園	1	0	0	0	1
安富祖小学校	6	6	5	10	9
安富祖中学校	3	2	3	2	4
喜瀬武原小学校	1	2	3	2	1
喜瀬武原中学校	0	0	0	0	1
恩納小学校	18	13	16	25	27
恩納中学校	11	15	10	13	17
仲泊小学校	6	9	9	10	8
仲泊中学校	1	2	5	7	9
山田小学校	4	9	6	12	21
山田中学校	3	7	8	7	8
合計	56	65	65	89	109

資料:(各年5月1日現在)

⑰障がい児支援サービス

障がい児支援サービスの実利用者数は、「障がい児相談支援」と「放課後等デイサービス」での利用が多くなっています。また、「児童発達支援」については、年々利用者が増えている状況がみられます。

障がい児支援サービス利用実績(実利用者数)				単位:人
サービス名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
児童デイサービス	0	0	0	
放課後等デイサービス	25	23	27	
児童発達支援	6	8	12	
医療型児童発達支援	1	1	0	
短期入所サービス	5	5	3	
障がい児相談支援	30	29	35	

資料:恩納村システムより抽出「障害者自立支援 支給決定者リスト」

3. ニーズ調査結果の概要

【調査の実施概要】

(1) 調査の目的

「恩納村子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、村民の皆様の子育て環境や教育、保育の利用状況並びに今後の利用希望などを把握し、子ども・子育て支援施策の検討に活用することを目的とします。

(2) 調査の対象者

- ①就学前児童家庭：就学前の全ての児童
- ②小学生児童家庭：村内5小学校の全ての児童

(3) 調査方法

①就学前児童家庭

全ての対象児童のうち、教育・保育施設を利用している児童については施設を通じて配布回収を行い、在宅等の児童（144 件）については郵送による配布回収を行いました。

②小学生児童家庭

村内の小学校を通じて配布回収を行いました。

(4) 回収率

回収率は、就学前児童家庭が 69.7%、小学生児童家庭が 79.8%となっています。

	配布数	有効回収数	回収率
就学前児童家庭	613	427	69.7%
小学生児童家庭	638	509	79.8%

【調査結果の概要】

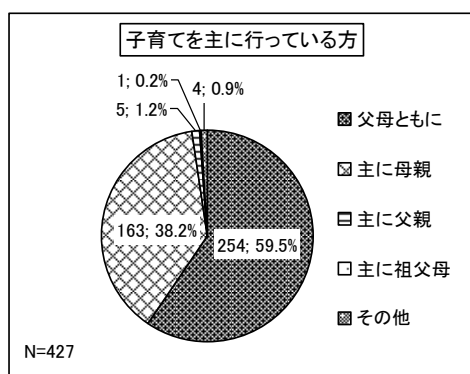
（１）家庭の状況・子どもの育ちをめぐる環境について

子どもの子育て（育児・身の回りの世話、保育・教育などを含む）を主に行っている方についてみると、就学前、小学生ともに「父母ともに」が最も高く、それぞれ59.5%、66.2%となっています。

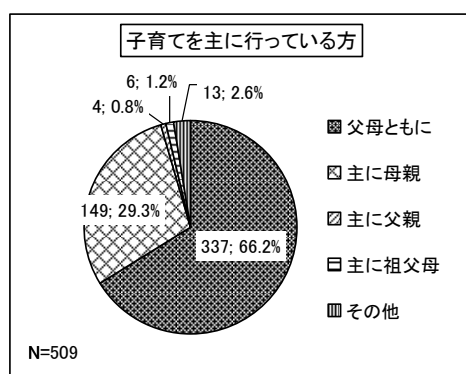
就学前での子どもをみてもらえる親族・知人の状況については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が51.8%で最も高くなっています。

①子育て・身の回りの世話を主に行っている方

<就学前>

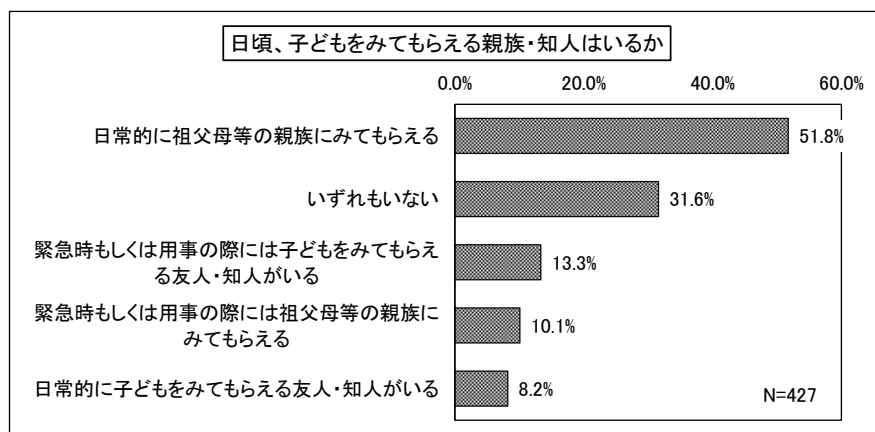


<小学生>



②子どもをみてもらえる親族・知人（就学前のみ）

<就学前>



（２）保護者の就労状況

保護者の就労状況についてみると、母親では就学前および小学生ともに「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）」で就労している割合が最も高く、それぞれ 39.5%、45.9%となっています。また、休業中を含め、就学前では 84.9%、小学生では 78.5%の母親が就労していると回答しています。

父親においても、就学前および小学生ともに「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）」で就労している割合が最も高く、それぞれ 94.1%、93.2%となっています。

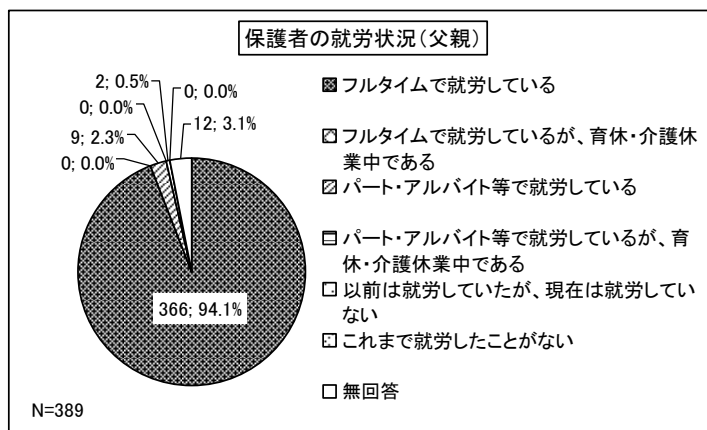
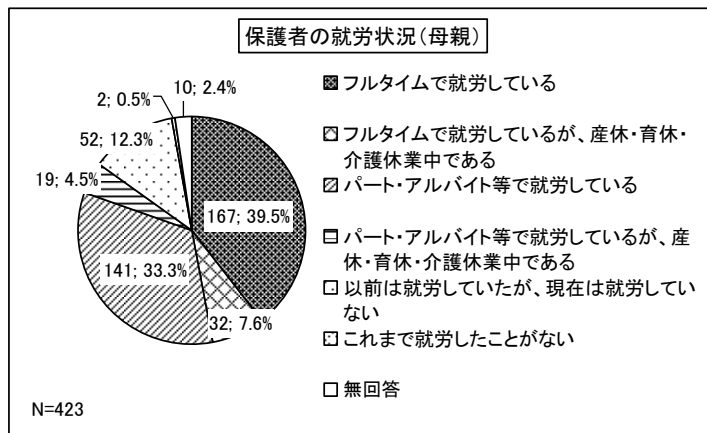
現在、就労していない方の今後の就労意向については、母親の就学前では「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」が 40.7%で最も高く、小学生では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が 33.0%で最も高くなっています。

父親の今後の就労意向については、就学前では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」および「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」が同率の 50.0%（回答者は２人）となっており、小学生では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」及び「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」が同率の 20.0%（回答者は２人）となっています。

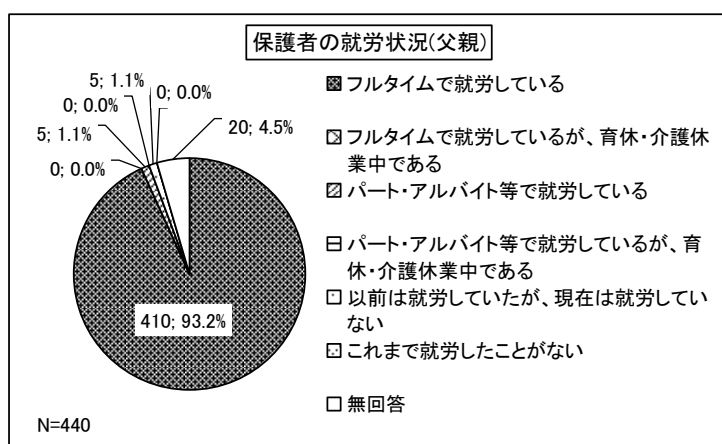
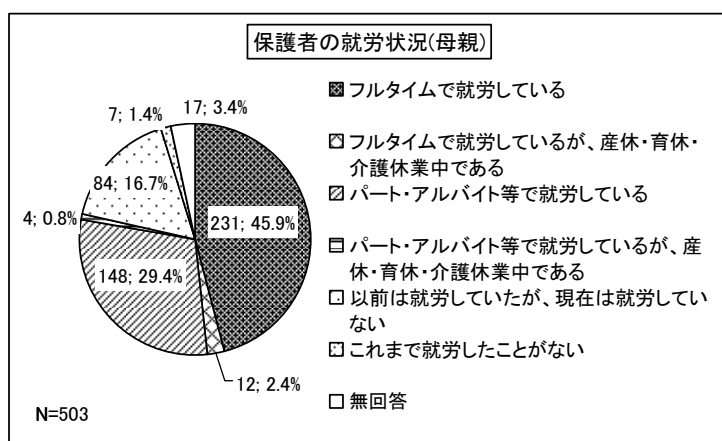
希望する就労形態についてみると、母親では就学前および小学生ともに「パートタイム、アルバイト等」、父親では就学前および小学生ともに「フルタイム」のみの回答となっています。

①保護者の就労状況

<就学前>

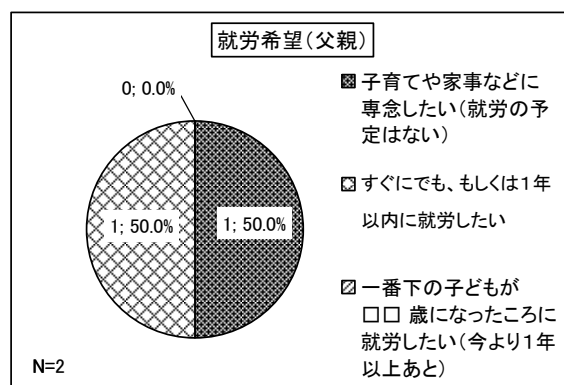
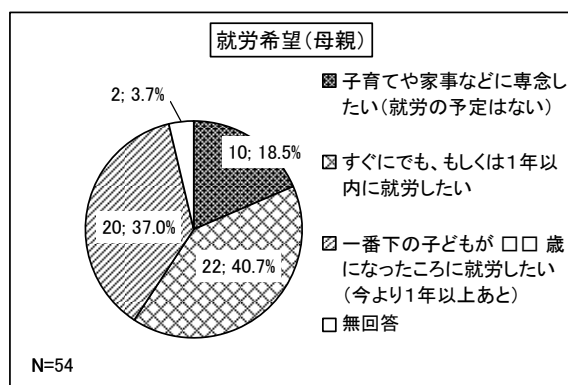


<小学生>

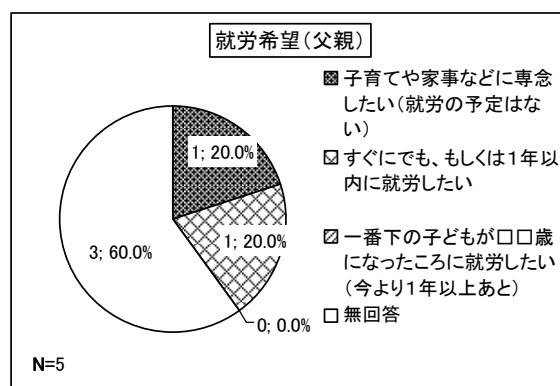
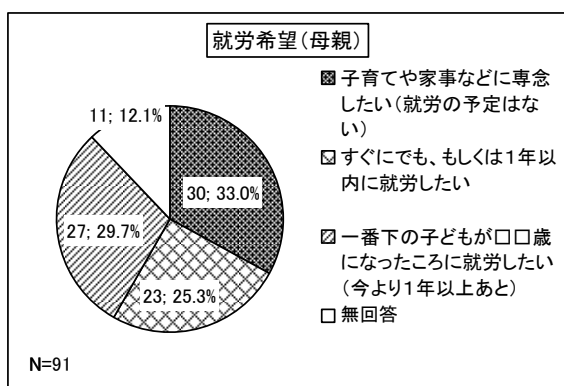


②今後の就労意向（現在就労していない方）

<就学前>

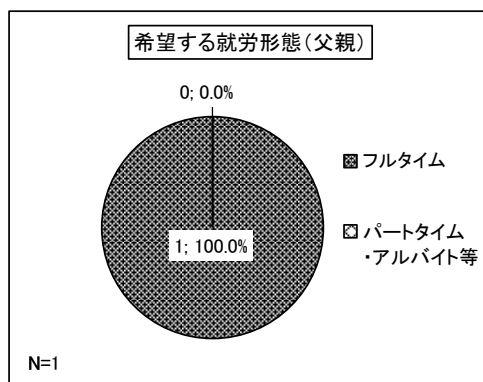
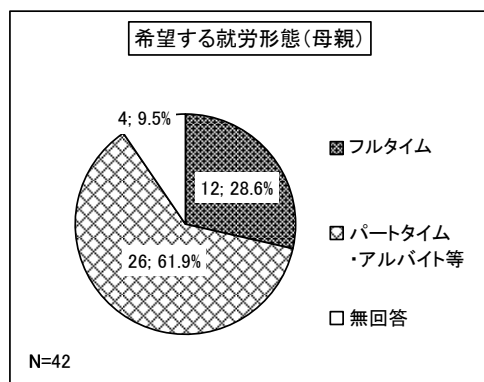


<小学生>

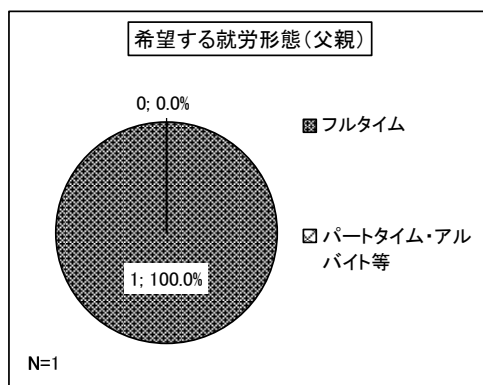
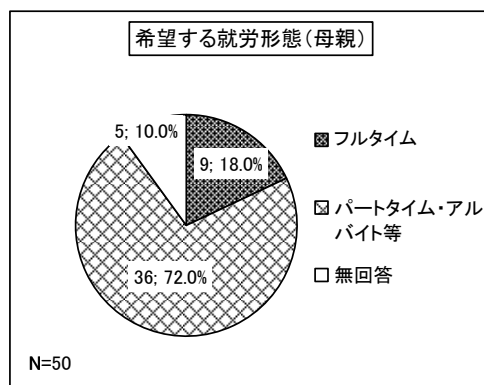


③希望する就労形態

<就学前>



<小学生>

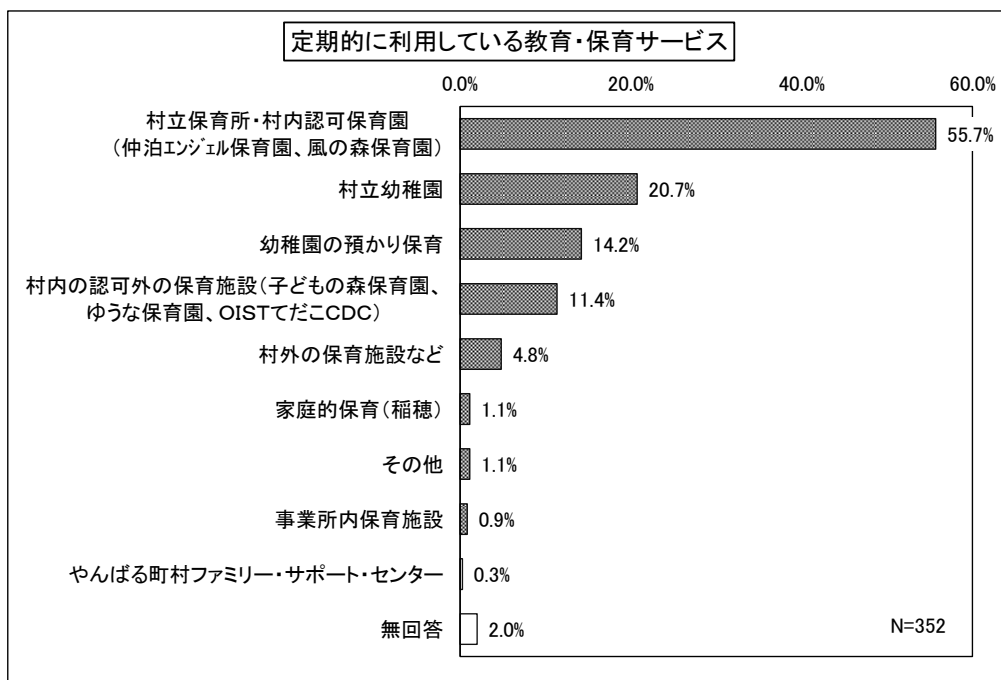


（３）平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について（就学前のみ）

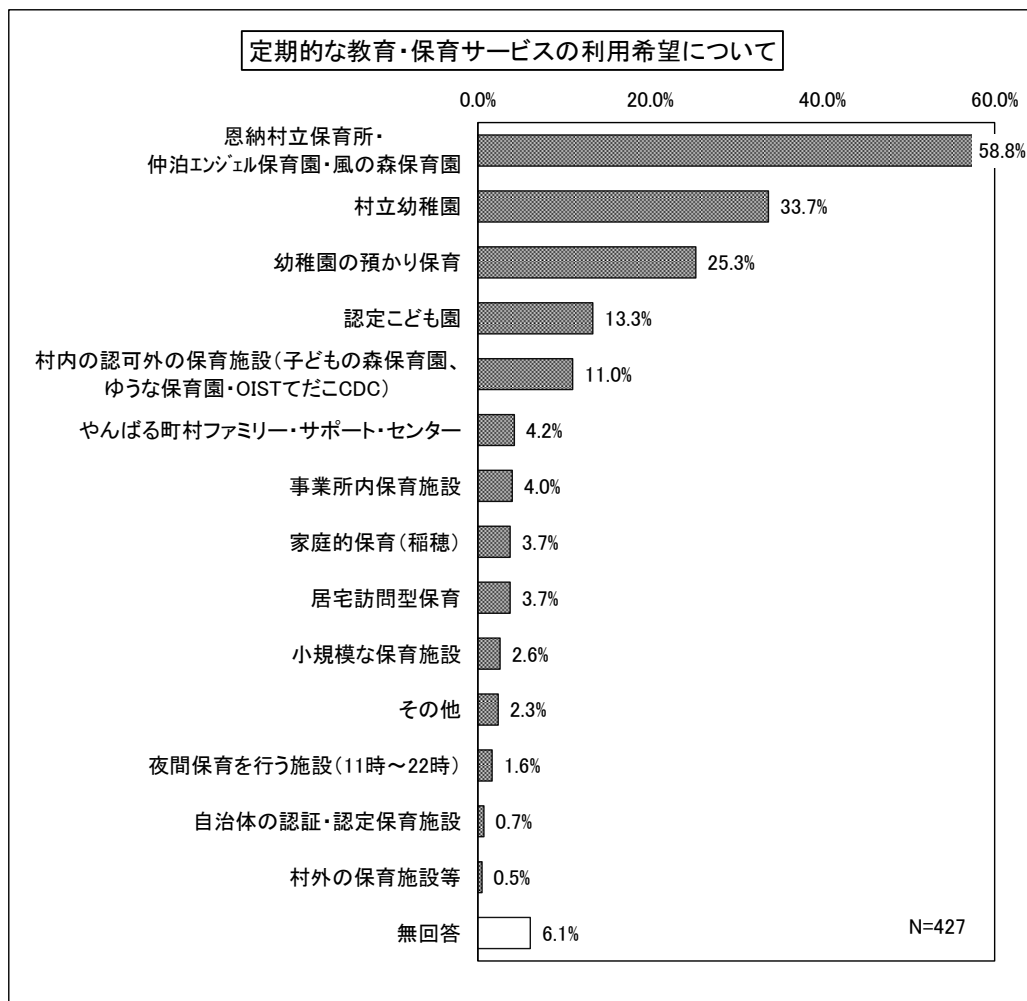
現在、利用している平日の定期的な教育・保育サービスは、「**村立保育所・村内認可保育園**」が55.7%で最も高くなっています。また、今後定期的に利用したい教育・保育事業についても、現状と同様に「**恩納村立保育所・仲泊エンジェル保育園・風の森保育園**」が58.8%で最も高くなっており、希望と現状の割合はほぼ同率となっています。

教育・保育サービスを利用していない理由については、「**子どもがまだ小さいため（〇歳くらいになったら利用しようと考えている）**」が37.9%で最も高く、次いで「**利用したいが、保育・教育サービスに空きがない**」の28.8%、「**利用する必要がある（就労していない等の理由）**」の27.3%となっており、この3つの理由が比較的高い割合を示しています。

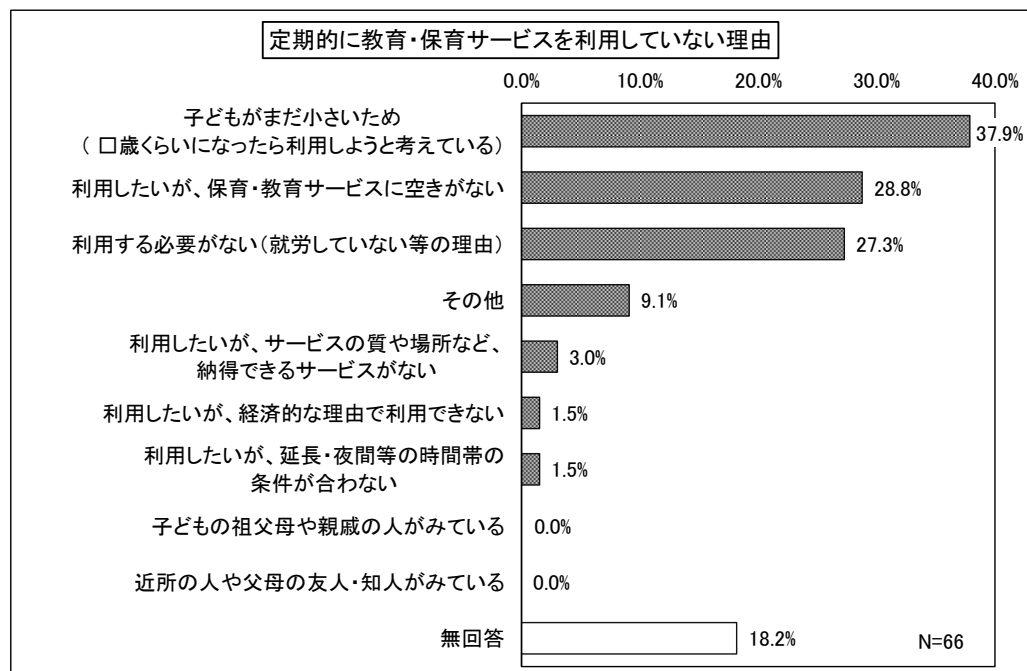
①定期的に利用している教育・保育の事業



②今後定期的に利用したい教育・保育事業



③教育・保育の事業を定期的に利用していない理由



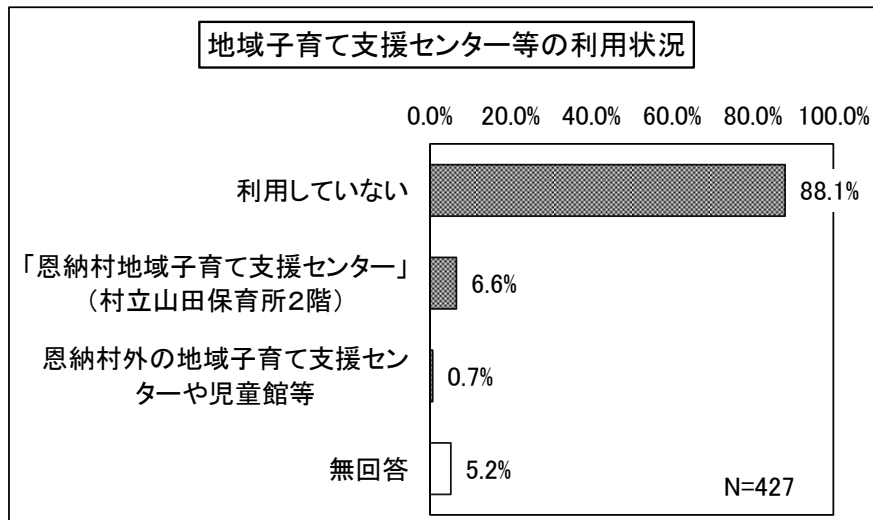
（４）地域の子育て支援事業の利用状況について（就学前のみ）

現在の地域の子育て支援事業等の利用状況については、「利用していない」が88.1%で最も高く、次いで「恩納村地域子育て支援センター」が6.6%、「恩納村外の地域子育て支援センターや児童館等」が0.7%となっています。利用頻度をみると、「恩納村地域子育て支援センター」の1週あたりは「週1回」、1ヶ月あたりは「月1回」が高く、「恩納村外の地域子育て支援センターや児童館等」の1週あたりは「週1回」及び「週2回」、1ヶ月あたりは「月1回」及び「月4回」との回答となっています。

今後の利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が66.0%で最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が14.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が4.4%となっています。

希望する利用回数をみると、「利用していないが、今後利用したい」の1週あたりは「週1回」、1ヶ月あたりは「月1回」が高くなっており、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」では1週あたりは「週2回」が高く、1ヶ月あたりは「月3回」～「月10回」等の回答がみられます。

①地域子育て支援事業の利用状況



【恩納村地域子育て支援センター】（村立山田保育所2階）の利用頻度】

1週あたり回数

	件数	割合
週1回	4	14.3%
週2回	3	10.7%
週3回	2	7.1%
週5回	2	7.1%
無回答	17	60.7%
合計	28	100.0%

1ヶ月あたり回数

	件数	割合
月1回	9	32.1%
月2回	4	14.3%
月3回	1	3.6%
月4回	2	7.1%
月6回	2	7.1%
月8回	1	3.6%
無回答	9	32.1%
合計	28	100.0%

【恩納村外の地域子育て支援センターや児童館等の利用頻度（対象者3人）】

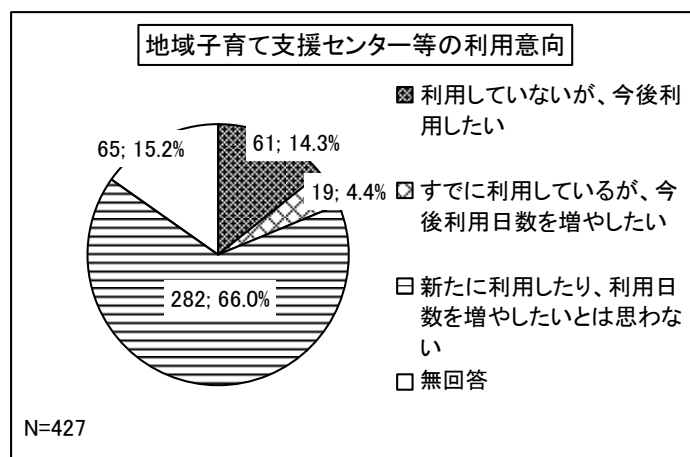
1週あたり回数

	件数	割合
週1回	1	33.3%
週2回	1	33.3%
無回答	1	33.3%
合計	3	100.0%

1ヶ月あたり回数

	件数	割合
月1回	1	33.3%
月4回	1	33.3%
無回答	1	33.3%
合計	3	100.0%

②地域子育て支援事業の利用意向



【利用していないが、今後利用したい】

1週当たり回数

	件数	割合
週1回	11	18.0%
週2回	5	8.2%
週5回	1	1.6%
無回答	44	72.1%
合計	61	100.0%

1ヶ月当たり回数

	件数	割合
月1回	31	50.8%
月2回	6	9.8%
月3回	2	3.3%
月4回	6	9.8%
月8回	1	1.6%
月9回	1	1.6%
月10回	1	1.6%
月20回	1	1.6%
無回答	12	19.7%
合計	61	100.0%

【すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい】

1週当たり回数

	件数	割合
週1回	1	5.3%
週2回	5	26.3%
週3回	2	10.5%
週5回	3	15.8%
無回答	8	42.1%
合計	19	100.0%

1ヶ月当たり回数

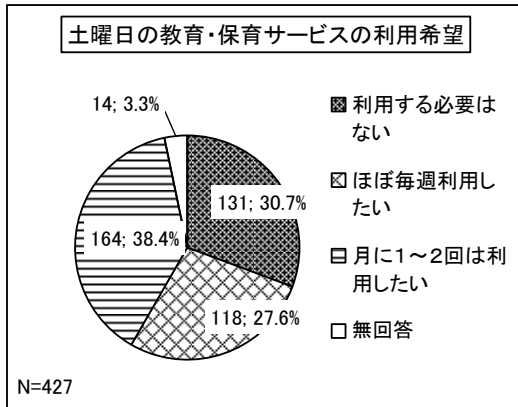
	件数	割合
月2回	1	5.3%
月3回	2	10.5%
月4回	2	10.5%
月5回	2	10.5%
月8回	2	10.5%
月10回	2	10.5%
月15回	1	5.3%
無回答	7	36.8%
合計	19	100.0%

（５）土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用について（就学前のみ）

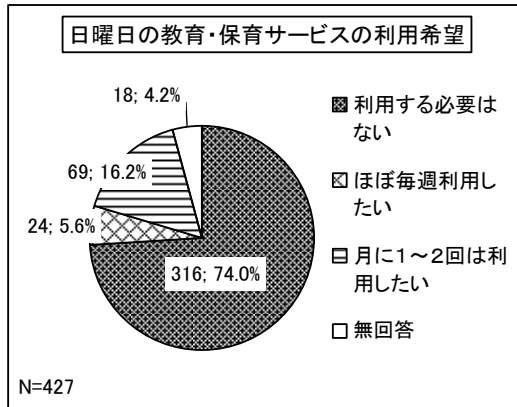
土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育サービスの利用希望については、土曜日では「月に１～２回は利用したい」が３８.４％で最も高くなっている一方で、日曜日および祝日では「利用する必要はない」との回答がそれぞれ７４.０％、５８.１％と突出して高くなっています。

また、「利用したい」（「ほぼ毎週利用したい」＋「月に１～２回は利用したい」）の回答割合は、土曜日で６６.０％、日曜日で２１.８％、祝日で３７.２％となっています。

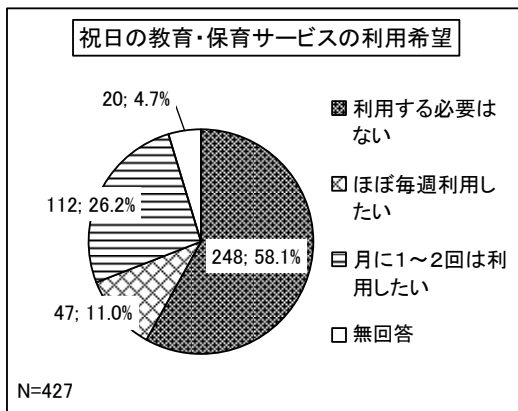
<土曜日>



<日曜日>



<祝日>

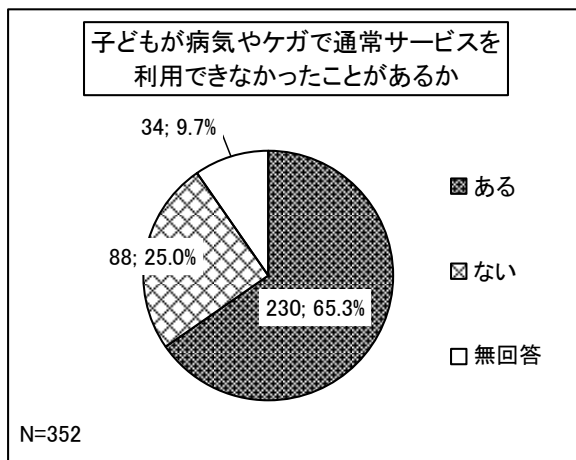


(6) 子どもが病気の際の対応について

就学前の子どもが病気やケガで教育・保育の事業を利用できなかったことについては、過半数を超える 65.3%の方が「ある」と回答しており、その際の対処方法としては「母親が休んだ」が 79.6%で突出して高くなっています。また、小学生においても、子どもが学校を休んだときの対処方法は「母親が休んだ」が 62.7%で最も高くなっています。

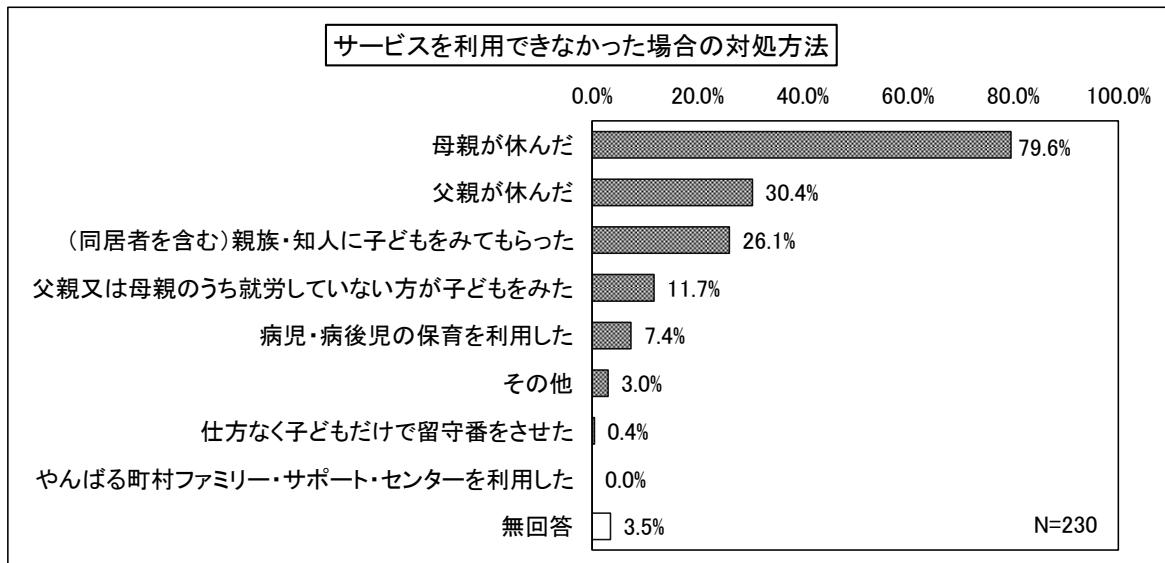
子どもが病気やケガの際の対応としては、父親か母親が休んだ人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」との回答割合は、就学前では 21.8%、小学生では 20.8%となっています。一方、「利用したいとは思わない」の回答割合は就学前では 41.5%である一方、小学生では 70.1%となっており、就学前と比べると 28.6 ポイント高くなっています。

①子どもが病気やケガで通常の教育・保育サービスを利用できなかったこと（就学前のみ）

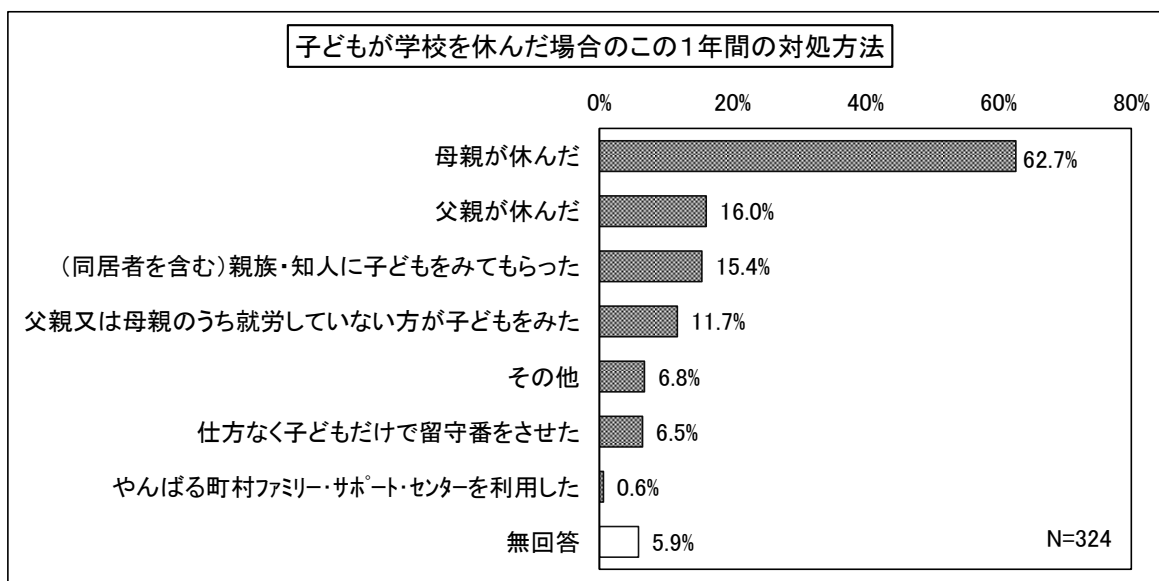


②子どもが学校を休んだときの対処方法

<就学前>

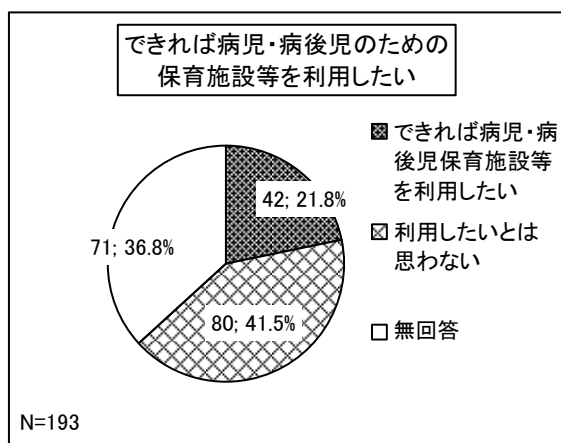


<小学生>

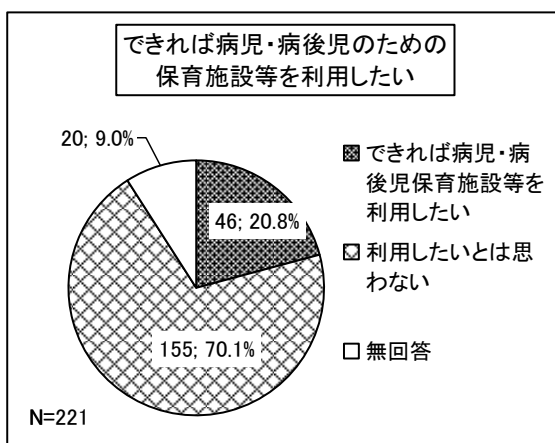


③病児・病後児の保育施設等の利用希望

<就学前>



<小学生>



(7) 不定期の教育・保育事業や一時預かり

日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用しているサービスについては、就学前、小学生ともに「利用していない」との回答が最も高く、それぞれ 89.5%、94.5%と過半数を超えています。

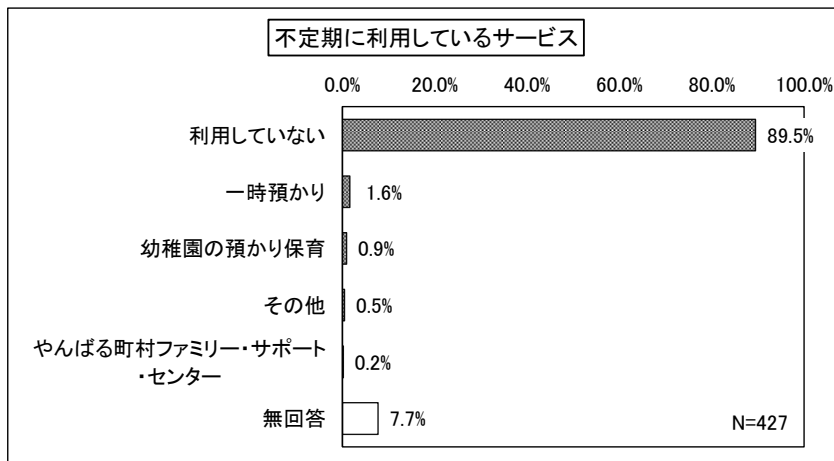
一方、利用しているサービスの中で最も高いのは就学前では「一時預かり」で 1.6%、小学生では「やんばる町村ファミリー・サポート・センター」で 0.6%となっています。

不定期サービスの利用希望については、就学前では「利用したい」が 47.1%で最も高い一方、小学生では「利用する必要はない」が 70.9%で過半数を超え最も高くなっています。ただ、就学前、小学生ともに現状での不定期サービスの利用状況に比べて、利用希望が高い事が伺え、特に就学前での需要が高くなっています。

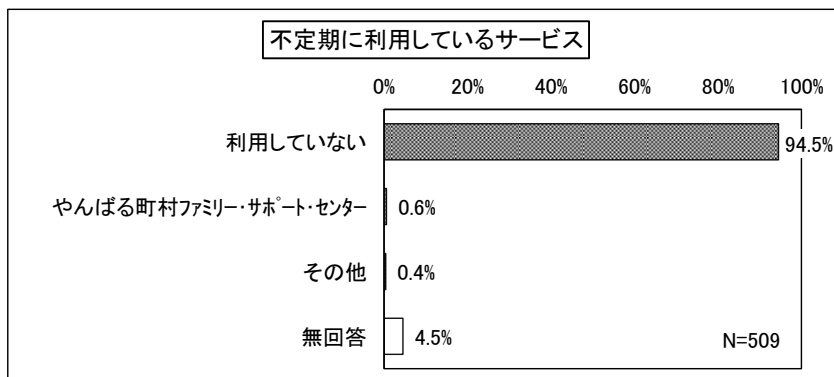
さらに、保護者の用事により子どもを泊りがけで家族以外に預けなければならないことについては、就学前では 26.9%、小学生では 16.3%の方が「あった」と回答しており、その際の対処方法については就学前、小学生ともに「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が最も高く、それぞれ 83.5%、84.3%となっています。

① 不定期に利用している事業内容

<就学前>

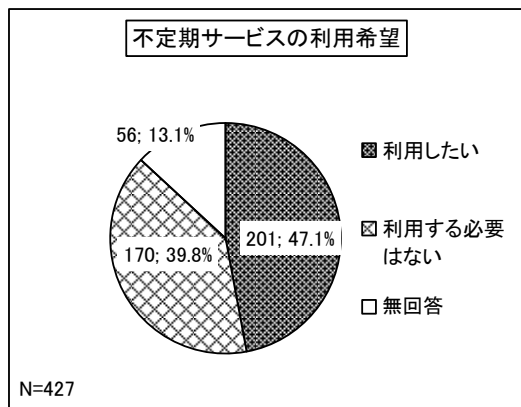


<小学生>

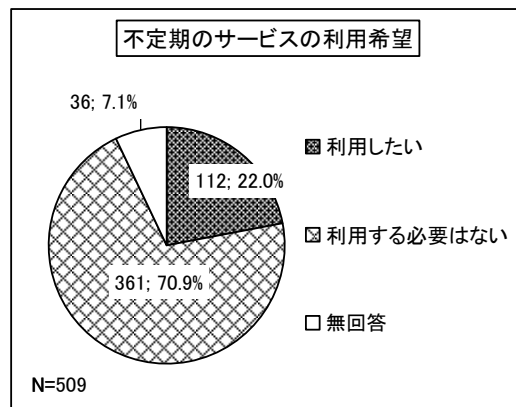


②不規則な一時預かり等の事業利用の希望

<就学前>

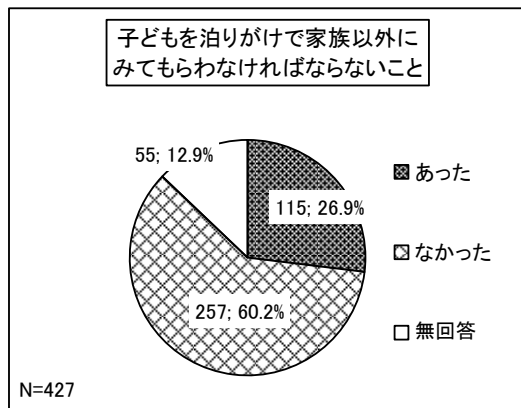


<小学生>

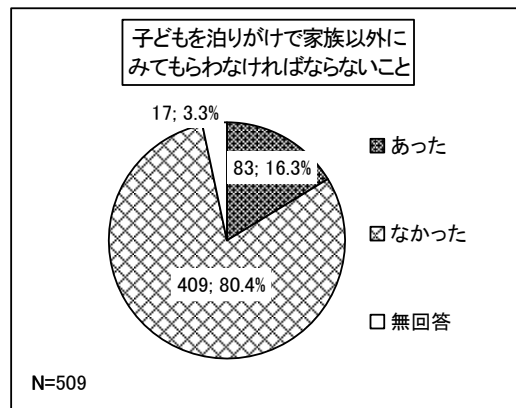


③子どもを泊りがけで家族以外に預けなければならないこと

<就学前>

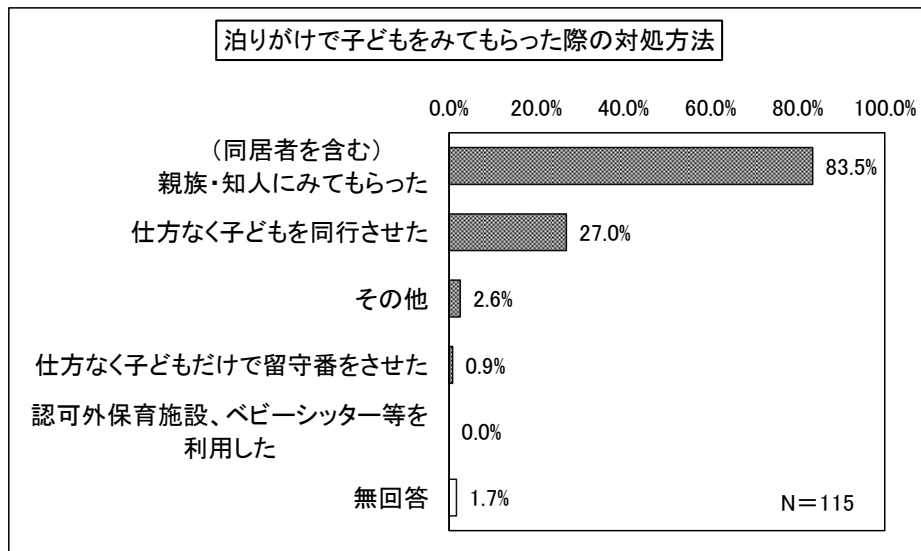


<小学生>

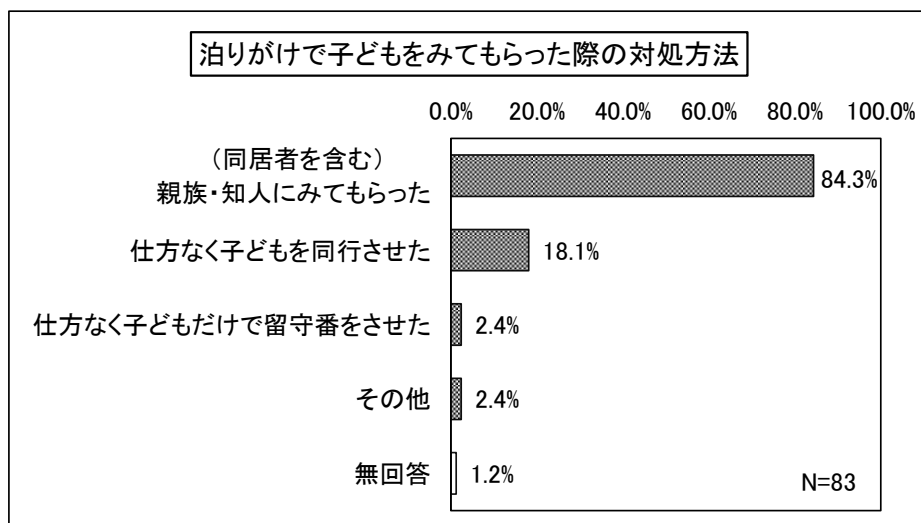


③泊りがけで子どもを預けた際の対処方法

<就学前>



<小学生>



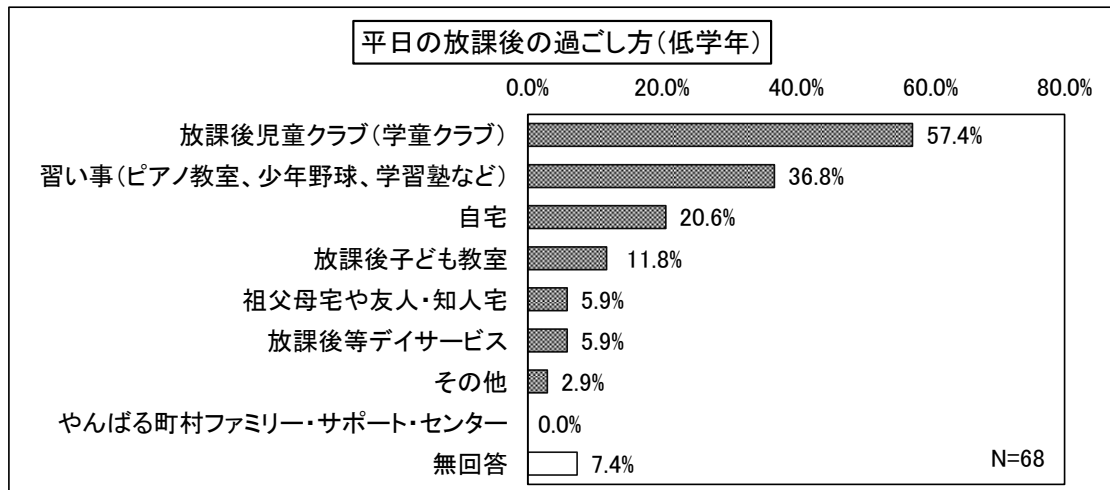
(8) 放課後の過ごし方について

就学前の平日の放課後の過ごし方の希望についてみると、低学年（1～3 年生）では「放課後児童クラブ（学童クラブ）」が 57.4%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、少年野球、学習塾など）」の 36.8%、「自宅」の 20.6%等となっています。高学年（4～6 年生）では「習い事（ピアノ教室、少年野球、学習塾など）」が 27.9%で最も高く、次いで「自宅」の 19.1%、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」の 13.2%等となっており、低学年に比べ「放課後児童クラブ（学童クラブ）」や「自宅」などよりも「習い事」を希望する割合が高くなっています。

小学生の平日の放課後の過ごし方の現状については、「自宅」が 58.5%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、少年野球、学習塾など）」の 48.5%、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」の 18.7%等となっています。今後の希望については「習い事（ピアノ教室、少年野球、学習塾など）」が 51.7%で最も高く、次いで「自宅」の 47.7%、「放課後子ども教室」の 24.4%等となっており、現状に比べて僅かながら「習い事」の希望が高まっています。

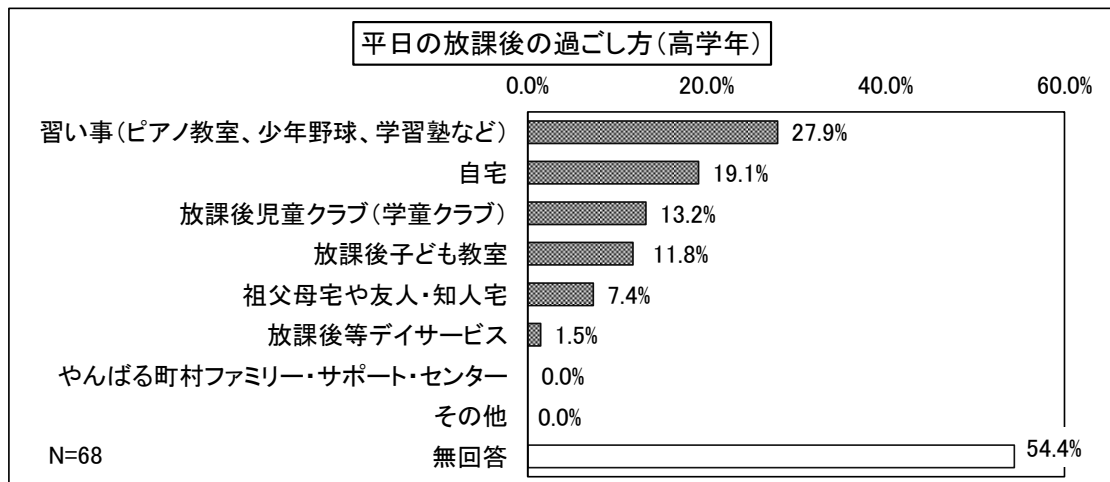
①小学校低学年（1～3年生）の平日の放課後の過ごし方（希望）

<就学前>



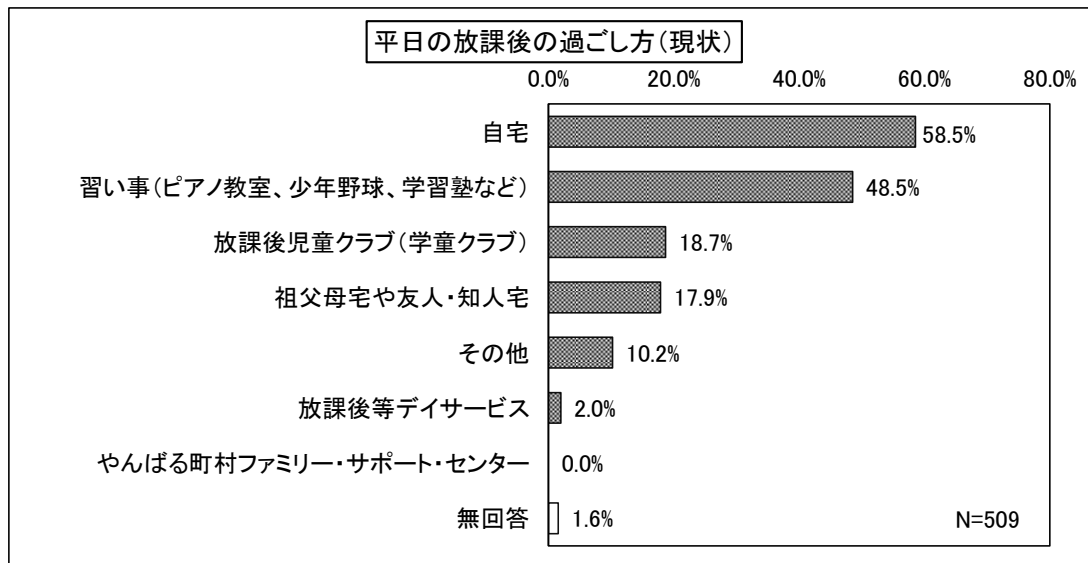
②小学校高学年（4～6年生）の平日の放課後の過ごし方（希望）

<就学前>



③平日の放課後の過ごし方（現状）

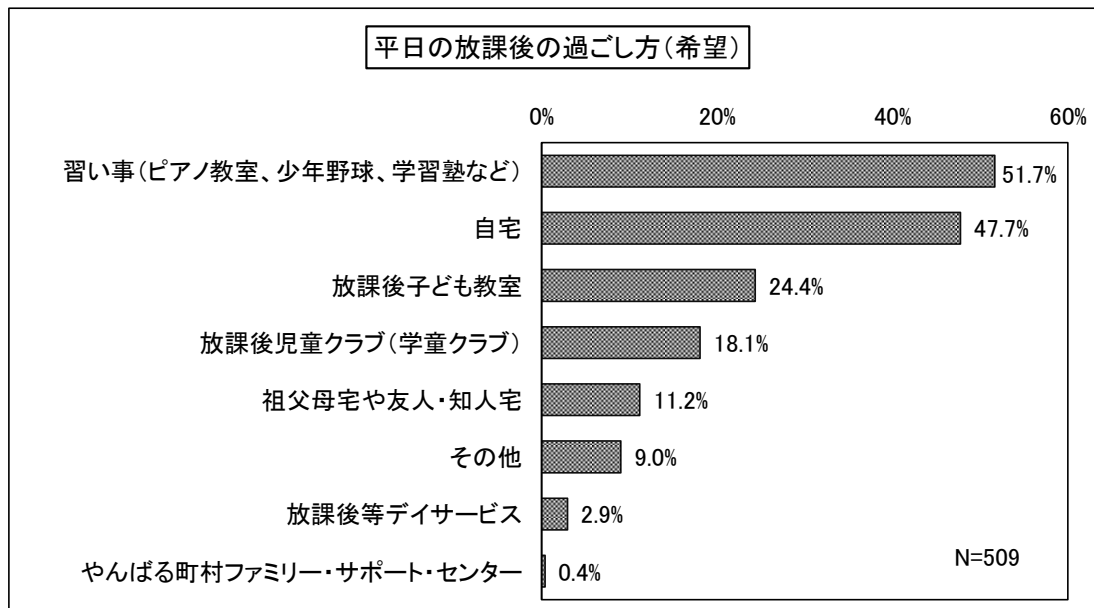
<小学生>



④平日の放課後の過ごし方（希望）

※小学校低学年（１～３年生）を対象に、小学校高学年（４～６年生）になった時の希望

<小学生>

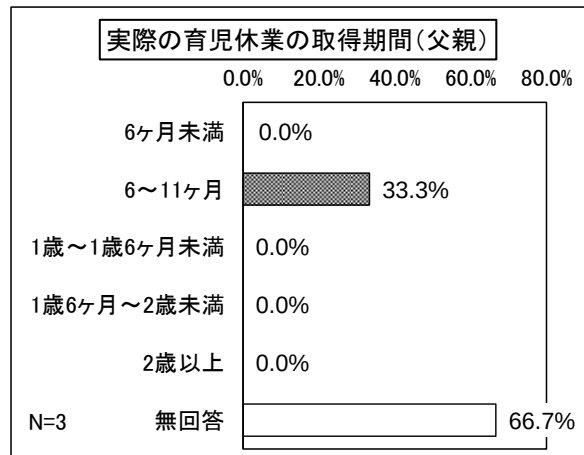
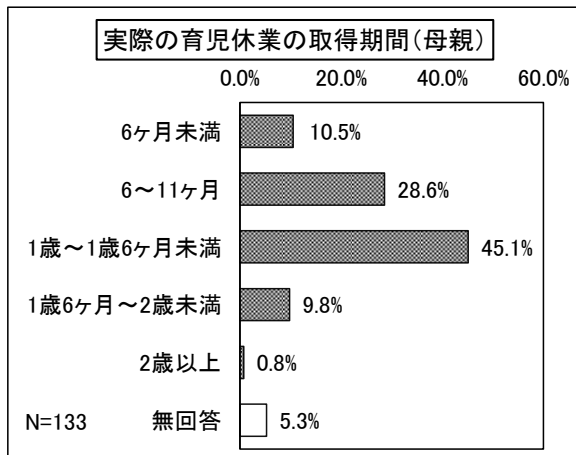
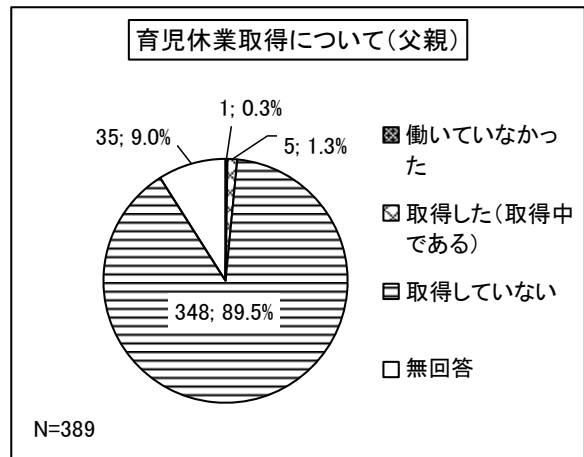
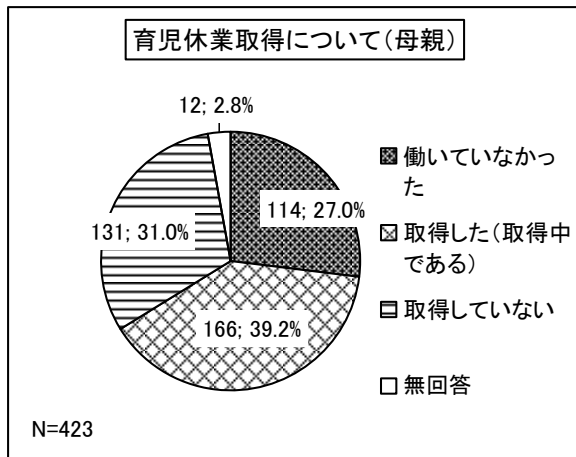


(9) 育児休業取得について（就学前のみ）

母親の育児休業の取得状況としては、「取得した（取得中である）」が39.2%で最も高く、次いで「取得していない」の31.0%、「働いていなかった」の27.0%の順となっています。

過去に取得した方や現在取得中の方の取得日数については、「1歳～1歳6ヶ月未満」が45.1%で最も高く、次いで「6～11ヶ月」の28.6%、「6ヶ月未満」の10.5%等となっています。

父親の育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」との回答は1.3%、取得日数は「6～11ヶ月」のみとなっており、母親に比べて取得率は低く、取得期間は短くなっています。



4. 第1期計画の点検・評価

基本目標ごとに位置付けられている56の取り組みのうち、未実施の取り組みは1つと概ね計画どおりに取り組まれている状況となっています。各基本目標ごとの取り組みは以下のとおりです。

【評価の凡例】

- A 評価：順調に取り組めた
 B 評価：取り組んだが一部課題あり
 C 評価：ほとんど取り組めなかった
 D 評価：未実施

基本目標1：子育てを支える環境づくり（22の取り組み）

基本施策	具体的な取り組み	取組の評価	未実施等取組数 (C 及び D)
(1) 保育・子育て支援サービスの充実	① 通常保育の拡充	B	0
	② 時間外保育（延長保育）の推進	B	
	③ 保育所の一時預かり推進	B	
	④ 緊急保育事業の推進	A	
	⑤ 幼稚園の一時預かり推進	A	
	⑥ 地域子育て拠点支援事業（子育て支援センター）の推進	B	
	⑦ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の推進	B	
	⑧ ファミリー・サポート・センター事業の推進	B	
	⑨ 保育士・幼稚園教諭の確保と資質向上	B	
(2) 家庭や地域の教育力の向上	① 教育力向上のための地域連携体制の推進	A	0
	② 家庭における教育力の向上推進	A	
	③ らくらく子育て教室の推進	A	
	④ 巡回あいさつ運動の推進	A	
	⑤ 学習環境の向上推進	A	
	⑥ 登校・不審者・帰宅放送の推進	A	
	⑦ サバイバルキャンプの推進	A	
	⑧ 学校支援地域本部事業の推進	A	
	⑨ 発表力・表現力等の向上推進	A	
	⑩ 国際性豊かな人材育成	A	
	⑪ スポーツ活動の推進	A	

(基本目標 1 のつづき)

基本施策	具体的な取り組み	取組の評価	未実施等取組数 (C 及び D)
(2) 家庭や地域の教育力の向上	⑫ 読書活動の推進	A	0
	⑬ 子ども会活動の推進	A	
基本目標 1 小計		-	0

【基本目標 1 の点検】

基本目標 1 において位置づけられている取り組みについては、全 22 の取り組みにおいて概ね順調に取り組まれており、今後も一部課題を改善しつつ継続して取り組んでいくものとなっています。

基本施策 (1) : この基本施策では、子育て支援サービスに関する 9 つの取り組みのうち、「緊急保育事業の推進」「幼稚園の一時預かりの推進」の 2 つの取り組みにおいては、十分な取り組みが行われています。

なお、残りの 7 つの取り組みについては、概ね取り組まれているものの一部課題がある状況です。その中でも、「通常保育の拡充」については、平成 28 及び 29 年度の認可保育所の開設などにより、保育のニーズへの対応に取り組んだものの待機児童の解消に至っていないことから、ニーズに対応した受け皿の確保が課題となっており、そのためには人材の確保・育成の取り組みが求められています。また、「放課後児童健全育成事業」においても、恩納小学校の空き教室を学童として整備に取り組んでおり、今後も必要性に応じて整備に取り組むことが求められるとともに、現在実施されていない「放課後子ども教室」の実施に向けた協力体制の構築が必要とされています。

基本施策 (2) : この基本施策では、家庭や地域の教育力の向上に関する 13 の取り組み全てにおいて、十分な取り組みが行われています。

なお、家庭と地域の教育力の向上を図るための各種講座の開催や地域塾・未来塾なども計画通り実施されています。今後も、各取り組みについてニーズを把握しつつ質を高めて継続して実施していくことが求められています。

基本目標 2：母性並びに乳幼児等の健康確保及び増進（13 の取り組み）

基本施策	具体的な取り組み	取組の評価	未実施等取組数 (C 及び D)
(1) 親と子の健康確保及び増進	① 母体の健康確保推進	A	0
	② 乳幼児健康診査の推進	A	
	③ 歯科保健の推進	A	
	④ 予防接種の推進	B	
	⑤ 訪問等支援の推進	A	
	⑥ 母子保健推進員の活動推進	B	
	⑦ 子ども医療費助成制度の推進	A	
	⑧ 思春期保健学習の推進	A	
(2) 食育の推進	① 乳幼児健康診査における食指導の推進	B	0
	② 保育所における食育の推進	A	
	③ 幼稚園における食育の推進	A	
	④ 学校における食育の推進	A	
	⑤ その他の食育の推進	A	
基本目標 2 小計		-	0

【基本目標 2 の点検】

基本目標 2 において位置づけられている取り組みについては、全 13 の取り組みにおいて概ね順調に取り組まれており、今後も一部課題を改善しつつ継続して取り組んでいくものとなっています。

基本施策（1）：この基本施策では、親と子の健康確保及び増進に関する 8 つの取り組みのうち、「母体の健康確保推進」「乳幼児健康診査の推進」「歯科保健の推進」「訪問等支援の推進」「子ども医療費助成制度の推進」「思春期保健学習の推進」の 6 つの取り組みにおいては、十分な取り組みが行われています。

なお、残りの 2 つの取り組みについては、概ね取り組まれているものの一部課題がある状況で、「予防接種の推進」については、1 歳未満は高い接種率となっていますが、年齢があがるごとに接種率が低下しており、特に小学生で受ける接種率の向上が課題となっていることから、ハガキ等による受診勧奨が必要となっています。また、「母子保健推進員の活動推進」については、定例会において視察や学習会を開催するなど活動に反映させているものの、一部地域において母子保健推進員が確保できていない状況があることから、今後は母子保健推進員不在地域における人材の確保が必要となっています。

基本施策（2）：この基本施策では、食育の推進に関する 5 つの取り組みうち 4 つの取り組みにおいて、十分な取り組みが行われています。

しかし、「乳幼児健康診査における食指導の推進」においては、母子保健の栄養業務に携わる村職員の栄養士が配置されていないため、外部の栄養士の派遣や依頼によって取り組みが行われている状況であることから、母子保健や村民全体の健康づくりの推進の観点から正規職員の栄養士の配置が求められています。

基本目標 3：子ども等の安全・安心の確保（6つの取り組み）

基本施策	具体的な取り組み	取組の評価	未実施等取組数 (C 及び D)
(1) 交通安全 対策の推進	① 交通安全対策の推進	B	0
	② 交通安全指導の推進	B	
	③ 交通安全思想の推進	A	
(2) 子どもを 犯罪等の被害 から守るため の活動の推進	① 地域防犯体制の充実	A	0
	② 防犯指導の充実	A	
	③ 防犯設備の整備推進	A	
基本目標 3 小計		-	0

【基本目標 3 の点検】

基本目標 3 において位置づけられている取り組みについては、全 6 つの取り組みにおいて概ね順調に取り組まれており、今後も継続して実施しつつ、一部課題の改善に取り組んでいくものとなっています。

基本施策（1）：この基本施策では、交通安全対策に関する 3 つの取り組みのうち、「交通安全思想の推進」においては、十分な取り組みが行われています。

残りの 2 つの取り組みについては、概ね取り組まれているものの一部課題がある状況で、「交通安全対策の推進」については、地域等と連携し危険箇所や修繕が必要な箇所を確認し優先順位をつけて改修等を行っているものの、暴走行為なども発生していることから、その抑制対策が課題となっています。

また、「交通安全指導」については、全校において「通学路安全マップ」を作成するなどの交通安全指導の取り組みを実施していますが、今後もより安全で安心な村づくりに向けて「通学路交通安全プログラムの策定」など関係機関との連携した取り組みの充実が必要となっています。

基本施策（2）：この基本施策では、子どもを犯罪等の被害から守るための活動に関する 3 つの取り組み全てにおいて、十分な取り組みが行われています。

各地区における防犯灯の設置をはじめ、村立保育所や学校における防犯・監視カメラの設置、村立保育所における不審者対策訓練の実施（年に 3～4 回）、学校における不審者侵入時の研修の実施など防犯対策の充実に向けて取り組んでおり、今後とも自治会や関係機関と協力して取り組んでいくことが求められています。

基本目標 4：要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進（15 の取り組み）

基本施策	具体的な取り組み	取組の評価	未実施等取組数 (C 及び D)
(1) 要保護児童への対応の充実	① 要保護児童対策地域協議会の活動の充実	A	0
	② 要保護児童発見機能の向上	A	
(2) 障がい児施策の充実	① 発達支援教室（いるかクラブ）の推進	A	0
	② 障がい児保育の推進	B	
	③ 特別支援教育の推進	A	
	④ 障がいの特性に対応した施設整備の推進	A	
	⑤ 療育の連続性の確保推進	B	
	⑥ 就学指導の推進	A	
	⑦ 障がい児支援サービスの推進	B	
	⑧ 日中一時支援事業の推進	B	
(3) ひとり親家庭等の自立支援推進	① 母子・父子家庭医療費助成	B	1
	② 児童扶養手当の支給	B	
	③ 保育所優先入所推進	B	
	④ ひとり親家庭等自立支援の推進	D	
	⑤ 母子寡婦福祉会の活動支援	B	
基本目標 4 小計		-	1
合 計（基本目標 1～4 の全 56 の取り組み）		-	1 (1.8%)

【基本目標 4 の点検】

基本目標 4 において位置づけられている取り組みについては、全 15 の取り組みにおいて概ね順調に取り組まれており、今後も継続して実施しつつ、一部課題の改善に取り組んでいくものとなっています。しかし、1 つの取り組みについては未実施となっています。

基本施策（1）：この基本施策では、要保護児童への対応に関する 2 つの取り組み全てにおいて、要保護児童対策地域協議会の活動の充実をはじめ、児童虐待に関する相談先の周知（チラシの配布）、関係機関指導者向けの研修会等の開催などについて、計画どおりに取り組みを行われており、今後も継続した取り組みが求められています。

基本施策（2）：この基本施策では、障がい児施策に関する 8 つの取り組みのうち、半分の 4 つにおいて、計画どおりに取り組みが行われています。
残りの 4 つにおいては、概ね取り組んでいるものの一部課題があり、「障がい児保育の推進」では、加配保育士を設置するなどの対応を行っているものの、保育士不足による今後の加配保育士の確保が課題となっています。

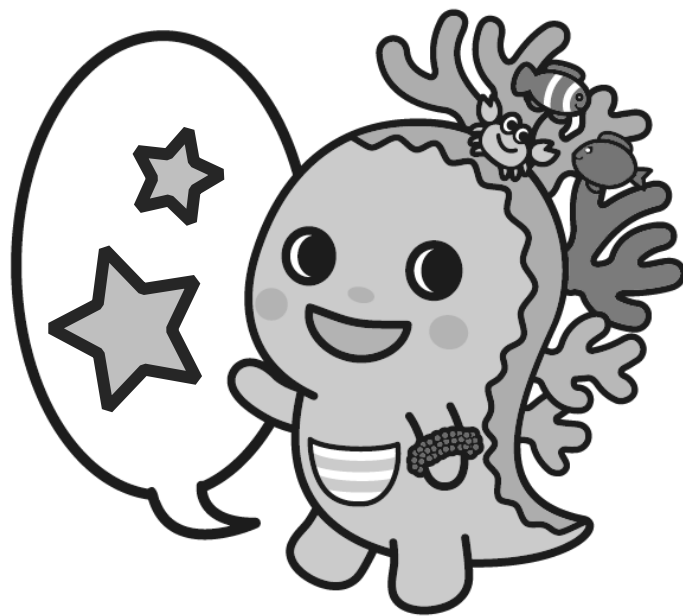
（基本目標 4 の基本施策（2）のつづき）

「療育の連続性の確保推進」では、保幼連絡会の開催をはじめ、母子保健・障害福祉・村立保育所等が持つ情報を教育委員会と共有するなどの取り組みが行われているものの、保育所（園）と幼稚園とのギャップ等を解消するための研修会の実施などを検討・実施する必要があります。また、「障がい児支援サービスの推進」及び「日中一時支援事業の推進」においては、取り組みを推進するにあたって、計画相談員や村内事業所が少ない状況が課題となっており、事業所と連携し取り組みを進めていくことが求められています。

基本施策（3）：この基本施策では、ひとり親家庭等の自立支援に関する 5 つの取り組みのうち、4 つの取り組みについて概ね取り組みを進めているものの一部課題があり、残り 1 つの「ひとり親家庭等の自立支援の推進」が未実施となっています。一部課題がある 4 つの取り組みの、「母子・父子家庭医療費助成」では、平成 30 年度から自動償還を実施していますが、今後は全医療機関での自動償還方式の導入等の検討が課題となっています。「児童扶養手当の支給」では、県が支給するものに対して村では書類進達を行っている状況となっていますが、適切な支給を行う観点から申請時に家庭等の状況の細かな聞き取りが必要となっています。「保育所優先入所推進」においても同様に、戸籍上と実態があわなようなケースも見受けられることから細かな聞き取りが課題となっています。「母子寡婦福祉会の活動支援」においては、会への助成を行うなど支援を行っていますが、会の独自財源での運営に取り組んでいくことが課題となっています。

未実施である「ひとり親家庭等の自立支援の推進」については、各種相談対応は県の事業で実施しており、村の独自の取り組みが行われていない状況となっています。今後は、村で対応できる取り組みを検討し実施につなげていくことが求められています。





第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

子どもは次の時代を担うかけがえのない存在であり、安心して子どもを生み育てることができ、地域社会を形成することが重要となっています。そのためには、家庭とともに学校、地域社会、事業所、行政など地域が一体となって、子どもの健やかな成長を支えていくことが、今もっとも必要なこととなります。

本村では、子どもの健やかな育ちを地域のみんなで支えることを通して、子どもが周りから愛され大切にされていることを感じ、家庭や地域を大切に思うとともに、自ら夢を持ち、たくましく成長していくことで、家族も地域も子どもが成長していく喜びを実感できるむらづくりを目指すものとし、本計画の基本理念を以下のように掲げます。

「すべての子どもが健やかに育ち、
親が安心して楽しく子育てのできる村」



2. 基本目標

計画の基本理念に基づき、以下の基本目標を設定します。

基本目標１：幼児期の教育・保育の安定的な提供と子育て支援の充実

本村に住む子育て家庭の幼児期の教育・保育ニーズに応じていくため、幼稚園・保育所（園）による受け皿の量的な確保を進め待機児童の解消に取り組みます。

また、保育所（園）・幼稚園・小学校の連携強化を図り、子どもの成長段階においてスムーズなつながりを行うとともに、学校と家庭が連携し、家庭における教育力の向上に資する取り組みの推進をはじめ、児童生徒の学力向上に向けた取り組みや、多様な体験活動等を通して、視野を広げ豊かな人間性や生きる力などを育むために、地域と連携した健全育成に取り組みます。

保護者の就労状況や生活様式等の多様化により、子育て支援のニーズも多様化していることから、支援ニーズに即した子ども・子育て支援事業に取り組むなど、幼児期の教育・保育の安定的な提供と子育て支援の充実に取り組みます。

基本目標２：子どもが健やかに育つための支援の充実

妊娠期から子どもと母親が安心して生活が送れるとともに、子どもが健やかに育つよう、健康診査など母子の健康管理の充実を図るとともに、訪問等により出産後の育児不安の解消を図ります。

また、障がい児や発達が気になる子の相談支援体制及び保育・教育の充実に取り組むなど、子どもの健やかな成長と学びの支援に努めます。

児童虐待や不登校及び保護者による監護が不相当と認められる要保護児童への対応が適切に行われるよう、関係者、関係機関との連携により取り組んでいきます。

基本目標３：子育てしやすい社会環境の構築

ひとり親家庭の自立に向けて、必要な情報の提供や相談及び村母子寡婦福祉会の活動を支援します。

なお、経済的に困難を抱えている家庭において、子どもが健やかに育つとともに成長に応じて多くの学びの選択肢が得られるよう、本村における実態把握とともに実態に即した支援に取り組みます。

また、本村に住む子どもやその家族が安全で安心して生活をおくることができるよう、交通安全対策及び防犯対策の充実に努めます。

さらに、核家族化の進行とともに女性の社会進出が進む中、育児へ男女がともに参加することや、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）の重要性が高まってきていることから、村民の意識啓発とともに、村内の事業所等への情報提供や広報活動を推進し、子育てしやすい社会環境の構築に取り組みます。

3. 施策の体系

基本目標の達成をめざし、基本目標ごとに以下の基本施策に取り組みます。

基本目標1：幼児期の教育・保育の安定的な提供と子育て支援の充実

基本施策1-（1）幼児期の教育・保育の充実と質の向上

基本施策1-（2）教育・保育施設の連携強化及び家庭における教育力の向上

基本施策1-（3）子育て支援サービスの充実

基本目標2：子どもが健やかに育つための支援の充実

基本施策2-（1）母子保健の充実

基本施策2-（2）障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援

基本施策2-（3）児童虐待の防止に向けた取り組みの充実

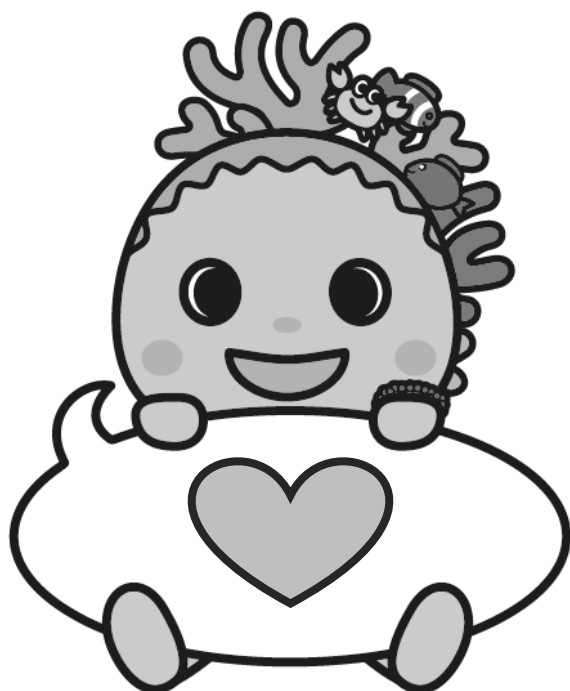
基本目標3：子育てしやすい社会環境の構築

基本施策3-（1）ひとり親家庭の自立支援

基本施策3-（2）子どもの貧困対策の推進

基本施策3-（3）子ども等の安心・安全の確保

基本施策3-（4）仕事と家庭の両立支援



第4章 基本目標ごとの施策の展開

基本目標1：幼児期の教育・保育の安定的な提供と子育て支援の充実

基本施策1－（１）幼児期の教育・保育の充実と質の向上

本村の幼児期の教育・保育に関して、「待機児童の解消」が大きな課題となっています（2019年10月時点で22人の待機児童）。また、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、教育・保育ニーズの動向も踏まえた受け皿の確保に取り組んでいきます。また、ニーズに対応した受け皿を確保する上で、保育士・幼稚園教諭の人材不足が全国的にも問題となっており、本村においても大きな課題であることから、県をはじめ関係機関と協力しながら人材の確保に取り組むとともに、保育士及び幼稚園教諭の資質の向上に関する取り組みを推進します。

＜主な取り組み＞

No	取組名	取組内容	担当課
1	幼児期の教育・保育ニーズに対応した受け皿の確保	・ 公立保育所の定員増、中学校統合に伴う空き教室等を利用した小規模保育施設の新設により受け皿を確保し、待機児童の解消を図ります。 ・ 村立幼稚園での受け入れ体制は充分であるが、今後は入園前の預かり保育への対応についても検討します。	福祉課 教育委員会
2	保育士・幼稚園教諭の確保	・ 保育士の人員確保に向けて、関係機関との連携や潜在保育士の掘り起こしを図ります。 ・ 幼稚園教諭（有資格者）の確保は厳しい状況ですが、人材確保に努めます。また、資格を有しない者での対応も継続して実施します。	福祉課 教育委員会
3	保育士・幼稚園教諭への研修等の実施・派遣の推進	・ 職員の質の向上につなげるため、研修や勉強会への参加促進、関係機関との連携を図ります。 ・ 特に、幼稚園教諭に関しては指導主事によるスキルアップ研修を継続して定期的実施します。	福祉課 教育委員会

基本施策 1－（２）教育・保育施設の連携強化及び家庭における教育力の向上

子どもの発達段階に応じて保育から教育へスムーズにつなげることは、子どもの健やかな成長と学びにおいて重要となることから、今後も保育所・幼稚園・小学校の連携を推進するとともに、教育・保育の一体的な提供をはじめとした、保護者の多様なニーズへの対応が求められていることから、今後の保育所・幼稚園の在り方の検討を行います。

また、家庭等における教育力の向上に向けて、関係団体等との連携を推進していくことをはじめ、各種講座や教室の開催などに取り組みます。

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	保育所（園）・幼稚園・小学校の連携推進	・幼稚園と保育所等との交流保育や、幼稚園児を小学校授業に招く交流授業を継続して実施します。 ・幼稚園教諭と保育所保育士等との年２回の保幼連絡会を開催し、保育所（園）から幼稚園への生活がスムーズに移行できるよう、情報共有を図ります。	福祉課 教育委員会
2	今後の保育所・幼稚園のあり方の基本方針の策定	・集団活動を実践できる教育環境を目指し、定員を大きく下回る園について統廃合や認定こども園化等も含め、関係機関と検討します。	教育委員会
3	教育力向上のための地域連携の推進	・「恩納村学力向上推進委員会」の家庭・地域部会の取り組みを継続し、新たに学校運営協議会を設置し地域連携を推進します。	教育委員会
4	らくらく子育て教室の推進	・親子の絆を深める講座や地域の大人との交流機会の提供及び講演会の開催などとおして、子育てを支援する取り組みを継続していきます。	教育委員会
5	学習環境の向上推進（地域塾・未来塾の推進）	・「恩納村学力向上推進委員会」による地域の人材を活用した地域塾を各字で開催し、高校受験に向けた未来塾を２学期から開始していたものを、通年実施へと拡充して行います。	教育委員会
6	学校支援地域本部事業の推進	・コーディネーターにより総合的な学習などに地域の人材活用を推進します。	教育委員会
7	読書活動の推進	・学校図書館の利用促進や読み聞かせボランティアと連携した活動を推進します。 ・文化情報センターの利用促進とともに、読書に親しむ環境づくりや読書をととした子育て支援に取り組みます。	教育委員会
8	子ども会活動の推進	・ジュニアリーダー育成プログラムや子ども会行事の支援を推進します。	教育委員会

基本施策 1－（３）子育て支援サービスの充実

教育・保育施設における延長保育事業をはじめ、一時預かり事業、放課後健全育成事業（学童クラブ）等、多様なニーズに対応した子育て支援サービスを実施します。

また、村で実施している子育て支援に関する取り組みについて、子育て家庭へ周知を図るとともに、教育・保育施設を利用していない子育て家庭においても、子育てに関する相談等を実施できる環境を整備していきます。

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	延長保育の推進	・ 村立保育所及び認可保育所での、保護者のニーズに応じた延長保育を継続して実施します。	福祉課
2	幼稚園における預かり保育事業の実施	・ 全幼稚園での預かり保育を継続して実施していきます。また、保育無償化に伴う、預かり保育のニーズの高まりに柔軟に対応していきます。	教育委員会
3	一時預かり事業の充実	・ 保育所や幼稚園に通っていないお子さんで、家庭保育が困難な状況が生じた際に、必要性に応じて一時的な受け入れを実施していきます。 ・ 保育士の確保に努め、安定的なサービス提供の実施を目指します。	福祉課
4	地域子育て支援拠点事業の充実	・ 支援センターでの活動の充実を図ります。 ・ 保育士の人材確保に努めます。	福祉課
5	利用者支援事業の充実	・ 子育て中の保護者や妊娠中の方が安心して子育てについて相談できる体制を整え、関係機関に繋げていくよう継続して実施します。	福祉課
6	ファミリー・サポート・センター事業の充実	・ やんばる町村ファミリー・サポート・センターと連携して、「利用会員」及び「サポート会員養成講座」の周知（恩納村での開催要望）を図ります。	福祉課
7	病児・病後児保育事業の充実	・ 現在、村内認可保育園内専用施設（病後児・体調不良児）で実施している事業の周知に努めます。	福祉課
8	放課後児童健全育成事業（学童）の推進	・ 現在、事業を実施している学童クラブと連携を取りサポートしていきます。 ・ 学童の公的施設内（学校等）への整備について、関係機関と調整して推進していきます。	福祉課 教育委員会
9	放課後子ども教室の実施に向けた取り組み推進	・ 放課後子ども教室を担う人材確保が厳しい状況であるが、学童クラブとのすみ分けやニーズの有無などを分析し、放課後子ども教室の在り方について検討していきます。	教育委員会
10	子ども・子育て支援に関する情報提供・窓口の充実	・ 各種事業や訪問等を通して、子育て支援サービスの情報提供及び周知に努めます。 ・ 「恩納村子育て世代包括支援センター」の設置に向けて、検討していきます。	福祉課

基本目標 2：子どもが健やかに育つための支援の充実

基本施策 2-（1）母子保健の充実

妊娠期からの母子が安心して健やかに過ごすことができるよう、親子健康手帳交付時に妊婦の健康状態や生活状況等の把握をはじめ、母体の健康管理に必要な情報の提供や相談指導等を実施するほか、妊婦健診の結果を踏まえた保健指導、母子保健推進員等による情報提供や相談に対応などの充実に取り組みます。

また、心身の成長や健康の保持・増進を図る上で望ましい栄養や食事の摂り方について正しい知識を身につけ、実践することが重要であることから、教育・保育施設において食育計画等に基づいた取り組みを推進するとともに、村民への周知に努めます。

＜主な取り組み＞

No	取組名	取組内容	担当課
1	妊婦健診等の推進	・ハイリスク妊婦及び妊婦健康診査で有所見のある妊婦について、医療機関と連携し必要な相談、指導を行います。	福祉課
2	こんにちは赤ちゃん事業の推進	・生後 4 ヶ月を迎える日までの赤ちゃんがいる全ての家庭を、保健師・母子保健推進員が訪問し、出産祝い品を渡しなが、育児に関する不安を聞いたり、情報提供を行います。	福祉課
3	産後ケアの推進	・産後 4 ヶ月未満で、「家族等からの十分な家事育児支援が受けられず、心身に不調がある、育児等に不安がある」母子に対し、産後ケア指導助産師が自宅に訪問し、母親の不安解消、育児技術の習得を支援していきます。	福祉課
4	予防接種の推進	・定期予防接種で、特に 1 歳から小学生の接種率向上を目指し、受診勧奨の強化に取り組みます。	福祉課
5	母子保健推進員の活動推進	・定例会の充実や各種研修会等への参加による、資質向上に努めます。 ・母子保健推進員不在地区においては、区長や地域の方々と連携して、人材確保に努めます。	福祉課
6	教育・保育施設等における食育の推進	・村立保育所、村立幼稚園、小中学校において、各食育計画等に沿って実施していきます。	福祉課 教育委員会

基本施策 2-（2）障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援

障がい児及び発達面で支援が必要な子とその家族が安心して生活していくことができるよう、相談・情報提供体制の充実をはじめ、集団で保育及び教育を受けることができるよう、障がい児保育、特別支援教育を推進、放課後の居場所づくりなど、各課・関係機関等の連携により支援の充実に取り組みます。

また、発達が気になる子の早期発見や、施設・保護者への支援を実施するとともに、医療的ケア児の受け入れについても検討を行います。

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	乳幼児発達支援教室（いるかクラブ）の推進	・専門家等と連携した経過観察を行うとともに、保護者からの相談に対応した助言・指導を行います。 ・対象となる子が早期の支援につながるよう、発達に関する保護者への理解を深める取り組みと、教室参加促進に取り組みます。	福祉課
2	障がい児保育の推進	・各村立保育所において加配保育士の配置を促進し、障がい児の受入体制を整えていきます。 ・保健師や臨床心理士が保育所（公立・認可）への巡回相談を実施し、保育士や保護者からの相談対応への充実を図ります。	福祉課
3	特別支援教育の推進	・特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学校生活や学習上の困難を改善または克服するための支援方策を検討し、全ての教員が共通理解のもとで支援していけるよう校内研修を継続していきます。 ・特別支援教育支援員を継続して必要数配置をしていきます。 ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図ります。	教育委員会
4	障がいの特性に対応した施設・設備の充実	・保育施設において、障がいの特性に応じた設備、備品等の整備を行います。 ・学校では特別支援学級へのトイレ・シャワーの設置やＩＣＴ機器を活用した教育の充実を図ります。	福祉課 教育委員会

（基本目標 2 の基本施策 2-（2）＜主な取り組み＞No4 のつづき）

No	取組名	取組内容	担当課
5	療育の連続性の確保推進	・保育所、幼稚園、小中学校間の連携及び心理士等専門員との連携を強化していきます。 ・庁舎内関係機関（母子保健・障害・保育・教育部門）で、情報共有に取り組みます	福祉課 教育委員会
6	就学指導の推進	・恩納村教育支援委員会において、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学に関して、保護者との相互理解と信頼関係を築き、保護者の心情等に配慮した就学指導・就学相談を行い、保護者の意向を踏まえた就学判定を行います。	教育委員会
7	放課後等デイサービス事業等の推進	・サービス利用に必要な計画相談員と連携し、早期にサービスにつなげるように引き続き取り組みます。	福祉課
8	日中一時支援事業の推進	・サービス提供事業所が少ないため、事業所との連携の強化に引き続き取り組みます。	福祉課
9	医療的ケア児の受け入れに向けた検討	・現在、医療的ケア児の受入は行っていないが、今後需要が高まれば受入体制の推進に向けて、関係機関と連携して検討していきます。	福祉課 教育委員会

基本施策 2-（3）児童虐待の防止に向けた取り組みの充実

児童虐待は、子どもの心身の成長をはじめ、その成長過程における人格形成に大きな影響を及ぼすものであり、未然防止の取り組みを推進することが求められていることから、関係機関等と連携して早期発見・早期対応を図るとともに、虐待が発生した際の細やかな支援と再発防止に取り組みます。

また、虐待の要因は様々ありますが、早期の対応として子育て不安の解消が重要であるといわれていることから、若年世帯などのハイリスク世帯への相談対応等の実施を図ります。

＜主な取り組み＞

No	取組名	取組内容	担当課
1	養育支援訪問事業の推進	・専門的相談支援（保健師等）、育児家事支援による事業実施を強化していきます。	福祉課
2	要保護児童対策地域協議会の充実	・関係機関（児相・警察・学校・保育所等）との情報共有の場（代表者・実務者・個別会議等）を設け、適切な連携のもと必要な支援を行っていきます。	福祉課
3	虐待のある家庭等に対する対応の充実	・村内外の関係機関と連携し、必要に応じてケース会議を開催し、対応策の実行に取り組みます。	福祉課 教育委員会

基本目標３：子育てしやすい社会環境の構築

基本施策３－（１）ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭は、生活をする上で仕事と子育てを一人で担うことになることから、時間的・気持ちの余裕がなく、子育てをはじめ、経済面での生活の不安や悩みを抱えやすい傾向がみられることから、ひとり親家庭が安心して生活が出来るよう、必要な情報提供をはじめ、経済的な支援、子育てサポート、関係団体の活動への支援などに取り組みます。

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	母子及び父子家庭等医療費助成の推進	・母子父子家庭等医療費の入院時の食事療養費半額補助等を引き続き継続していきます。	福祉課
2	児童扶養手当支給への適切な対応の実施	・家庭の状況をみながら児童扶養手当の周知に引き続き取り組みます。	福祉課
3	保育所等の優先入所の継続実施	・家庭状況も確認しながら、ひとり親家庭等の優先入所に繋げていきます。	福祉課
4	母子寡婦福祉会の活動支援	・村母子寡婦福祉会の周知を促すなど、恩納村社会福祉協議会をはじめ、関係機関と連携し引き続き支援していきます。	福祉課
5	支援ニーズの把握と村独自の施策の検討	・関係機関と連携し、必要に応じて施策の検討をしていきます。	福祉課

基本施策３－（２）子どもの貧困対策の推進

本村に住むすべての子どもの将来が経済的な困難や周囲から孤立している状況など、生まれ育った環境に左右されず、夢や希望を持って健やかに成長できる環境をつくることが求められていることから、本村における実態把握をはじめ、社会的に孤立している子どもやその世帯の早期発見・見守り、生活支援、教育を受ける機会の均等を図るなど、子どもの貧困対策を推進します。

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	本村における実態把握と検証	・子どもの貧困に関する調査等を実施し、実態把握と検証を行い、必要性の高い事業を検討していきます。	福祉課 教育委員会
2	経済的な支援の実施	・生活保護、非課税、準要保護世帯を対象に放課後児童クラブ等利用料の助成を行います。 ・就学援助による学用品費等の補助を継続して実施し、補助単価の見直しを随時実施していきます。 ・経済的困難を抱える家庭等を関係機関へと接続すべくスクールソーシャルワーカーの配置を継続して実施します。 ・大学等への進学者へ給付型奨学金または貸付型奨学金により、経済的支援を継続して実施します。	福祉課 教育委員会

基本施策 3-（3）子ども等の安全・安心の確保

本村を通る国道 58 号は交通量が多いことや二輪車等の暴走行為などもあることから、関係機関と協力して危険箇所の改善や注意喚起、交通取り締まり等を行っています。また、区の要請等による交通安全施設の設置などに取り組んでいますが、引き続き、子ども等の交通安全対策を推進していきます。

また、全国的にも子どもが犯罪に巻き込まれるケースも多く出てきていることから、教育・保育施設をはじめ、関係団体や機関が連携した取り組みが必要となってきたことから、地域における防犯体制や教育・保育施設における防犯指導、地域の防犯設備の整備等の防犯対策の充実を図ります。

<主な取り組み>

No	取組名	取組内容	担当課
1	交通安全対策の推進	・地域及び関係機関との連携を図り、交通安全施設の設置、危険箇所の調査や改修等に取り組むために、合同点検を実施します。 ・地域や各種団体、事業所との連携及び警察署と協力し、暴走行為の抑止対策の充実に取り組みます。 ・通学路等、歩道等の整備を進めます。	総務課 建設課
2	交通安全指導の推進	・計画的に各村立幼稚園、小学校低学年児童への交通安全教室を実施していきます。 ・通学路交通安全プログラムの策定を行い、警察署等の関係機関と連携し、交通安全に努めていきます。	教育委員会
3	交通安全思想の普及	・地域と一体になり、通学路の街頭指導を強化し、子ども達への交通安全意識の啓発に繋がっていきます。	総務課
4	地域防犯体制の充実	・警察署と連携した地域への犯罪に関する情報の提供を行うとともに、地域・家庭・学校が一体となった取り組みを行います。 ・登下校時の見守りや子どもの遊び場等のパトロールができるよう、地域と連携した防犯対策の充実に取り組みます。 ・キッズガード（地域のボランティアで園児が散歩など施設外に出る際、周りに危険がないかを同行して見守る。）については、必要性について関係機関と検討していきます。	福祉課 総務課
5	防犯指導の充実	・村立保育所では、不審者対策訓練を実施し、学校では、不審者侵入時の体制フローに基づき、教職員への研修を実施していきます。 ・地域住民による見守り活動や「こども 110 番の家」など地域と協力して防犯体制の強化を図っていきます。 ・不審者情報などに迅速に対応していくために、関係機関との連携を強化していきます。	福祉課 教育委員会
6	防犯設備の整備推進	・地域と連携し防犯設備の整備及びその維持管理を行うとともに、抑止効果の高い設備について調査・検討し、計画的な整備を進めていきます。 ・保育所、学校に設置されている防犯カメラのモニター確認や、校門扉の開閉等を徹底するなど、継続して実施していきます。	福祉課 教育委員会 総務課

基本施策 3-（4）仕事と家庭の両立支援

子どもが健やかで、より良い成長をする上で、男女ともに子育てに参加することが重要な要素となっています。

そのために、村民及び事業所に向けて、男女ともに子育てに参加することの重要性をはじめ、長時間労働の解消による家族との余暇時間がもたらす影響や仕事の効率化、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりの重要性に関する広報・啓発活動に取り組みます。

なお、意識啓発活動の実施にあたっては、恩納村商工会などの関係機関と連携して推進します。

＜主な取り組み＞

No	取組名	取組内容	担当課
1	村民に向けた啓発活動の実施	・国・県等の関係機関から提供されたワーク・ライフ・バランス等の情報を住民向けに発信するなど、幅広い啓発を進めます。	商工観光課 総務課
2	事業所等に対する啓発活動の実施	・国・県等から提供された情報を恩納村商工会などの関係機関と協力して事業所向けに発信するなど幅広い啓発を進め、子育て世代が働きやすい職場環境づくりに取り組みます。	商工観光課 総務課





第5章 量の見込みと確保方策について

1. 教育・保育提供区域について

■教育・保育提供区域の考え方について

身近な地域で希望する教育・保育等のサービスを利用しやすくするために、国は子ども・子育て支援事業計画基本指針において、市町村は、地域の実情を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」（以下、「提供区域」という）を設定することを義務づけています。提供区域の範囲は市町村の裁量に任されており、提供区域ごとに事業の量の見込みを算出するとともに、量の見込みの確保の方法と実施時期を示さなければならないとされています。指針では、「教育・保育提供区域」の設定や運用について、以下の考え方を示しています。

【提供区域設定の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
（施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則）ただし、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用の実情に応じて、子どもの認定区分ごとの設定または事業ごとに設定することができる。
- 提供区域内で供給が不足する場合、提供区域内に認可基準を満たす新規申請があれば、原則認可しなければならない。

上記の区域設定の考え方を踏まえつつ、縦に細長い地勢という本村の特性、小学校区単位で区域を設定した場合に、どの区域も子どもの人口規模が小さく、今後の需給調整のための教育・保育施設の整備や事業を進める上でバランスが取りづらい面が多くなることから、村全体を1区域とすることで需給調整等がより柔軟にできるとともに、利用者にとっても村全域だとわかりやすく、利便性が良いとの検討を行った第1期計画を踏襲して「教育・保育提供区域」は

村全域（1 区域）とします。

2. 将来人口推計結果と量の見込みの算出方法

(1) 人口推計の概要

子ども・子育て支援事業等の量の見込みの算出に当たっては、将来人口推計を踏まえて反映させていくことになります。

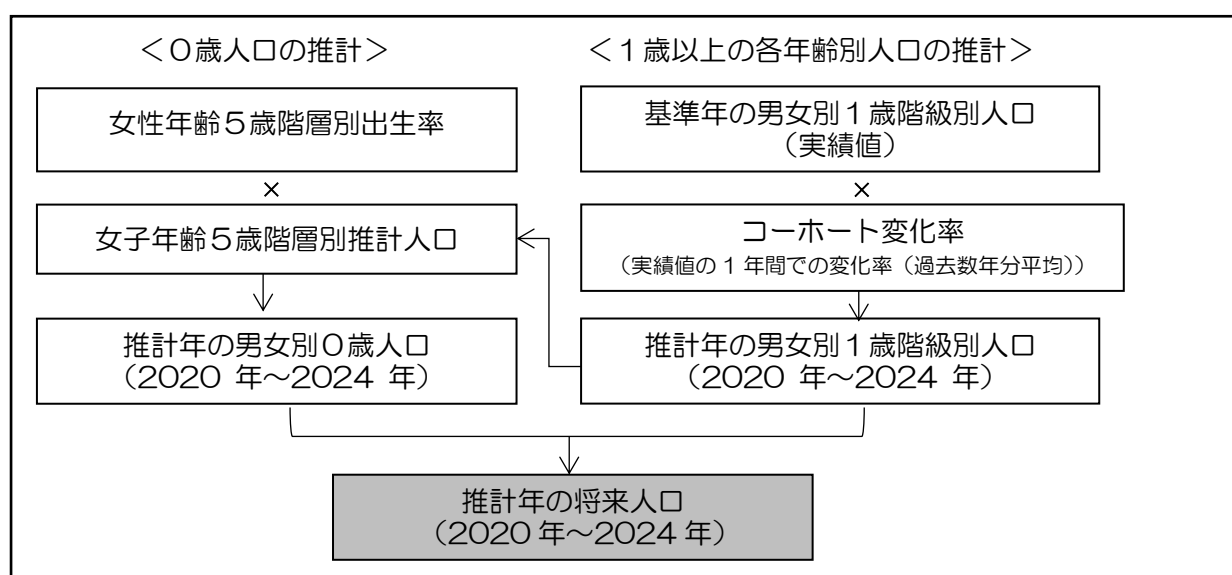
人口推計については、各年齢別・各年別に推計することができるよう、コーホート変化率法で実施しています。

【コーホート変化率法について】

「コーホート」とは同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことをいいます。

過去における実績人口の増減を変化率として捉え、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する方法です。

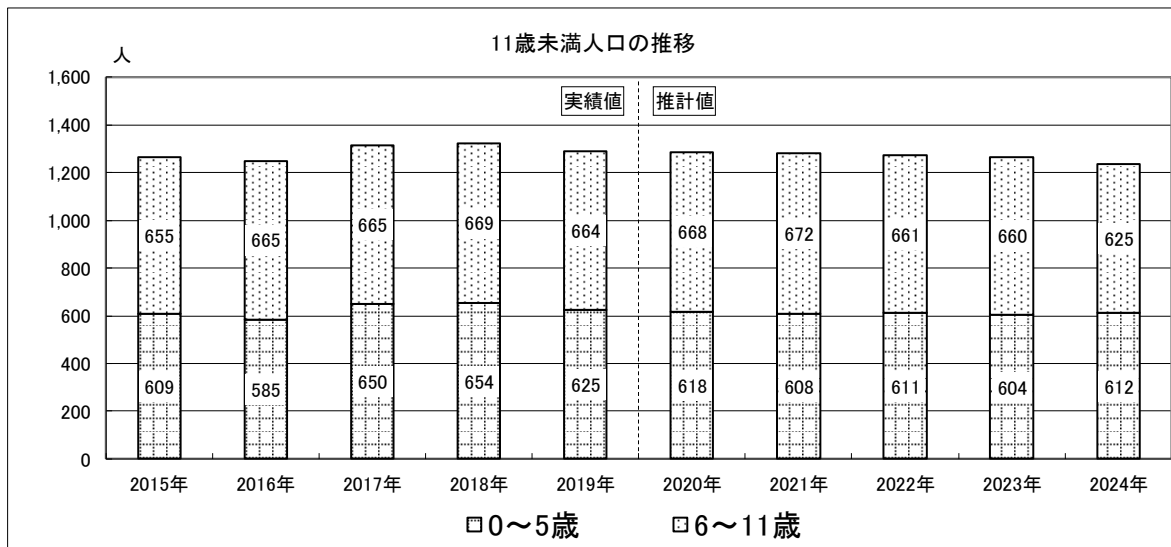
【人口推計の方法】



【第2期計画期間の推計児童数】

■推計児童数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
0歳	111	111	111	112	112
1歳	104	111	111	111	112
2歳	87	88	94	94	94
3歳	120	103	105	112	112
4歳	92	101	86	87	93
5歳	104	94	104	88	89
6歳	101	99	90	99	84
7歳	109	99	97	87	97
8歳	142	142	128	126	112
9歳	108	131	129	117	115
10歳	103	100	119	114	105
11歳	105	101	98	117	112
0歳	111	111	111	112	112
1・2歳	191	199	205	205	206
3～5歳	316	298	295	287	294
就学前 合計	618	608	611	604	612
6～8歳	352	340	315	312	293
9～11歳	316	332	346	348	332
小学生 合計	668	672	661	660	625
対象児童 (合計)	1,286	1,280	1,272	1,264	1,237



■第2期計画期間（2020～2024年）における児童数の推計結果について

0～5歳人口：第1期計画期間においては、2015年の609人から増減を繰り返しており、第2期計画期間においても、同様の傾向が続く推計結果となっており、概ね2015年と横ばいの推計結果になっています（2024年：612人）。

6～11歳人口：0～5歳人口と同様に、第1期計画期間においては、2015年の655人から増減を繰り返しており、第2期計画期間においてもしばらく横ばいとなるものの、2022年から微減傾向となる推計結果となっています（2024年：625人）。

（２）量の見込みの算出方法

第２期計画期間の今後５年間における幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の実施について、将来の人口推計を踏まえ必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

①認定区分について

量の見込みは、「認定区分」や「家庭類型」などを振分けた上で算出を行うことになっています。

認定区分については、年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づき、１・２・３号に区分します。

◆認定区分と提供する施設

認定区分	認定区分の内容	一般的に提供する施設
１号認定	３～５歳：学校教育のみ	幼稚園・認定こども園
２号認定	３～５歳：保育の必要性あり	保育所・認定こども園
３号認定	０～２歳：保育の必要性あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

②家庭類型について

幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、１・２・３号の認定区分に対し、どれだけの家庭が該当するのかを想定する必要があります。

そのため、ニーズ調査結果をもとに、配偶者の有無、両親の就労状況、今後の就労形態・就労時間の転換希望、現在利用している教育・保育施設、今後利用したい教育・保育施設より、以下の８種類の類型化を行っています。なお、類型化した区分を家庭類型と言い、「現在の家庭類型」を基本に、今後の就労形態・就労時間の希望を踏まえ、「潜在的な家庭類型」を算出するとともに、潜在的な家庭類型による教育・保育施設やサービスの利用意向割合と将来の推計児童数を用いて量の見込みを算出しています。

◆家庭類型

- A : ひとり親家庭
- B : フルタイム共働き
- C : フルタイム×パートタイム共働き…フルタイム・パートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が長く、定期的な保育の事業を利用している（希望する）家庭
- C' : フルタイム×パートタイム共働き…フルタイム・パートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が短く、学校教育のみを利用している（希望する）家庭
- D : 専業主婦（夫）家庭
- E : パート×パート…両親ともパートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が長く、定期的な保育の事業を利用している（希望する）家庭
- E' : パート×パート…両親ともパートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が短く、学校教育のみを利用している（希望する）家庭
- F : 無業×無業

3. 教育・保育施設の現状と確保方策の考え方

幼児期の教育・保育施設における現状と、量の見込みに対する確保方策の考え方は以下の通りです。

【1号認定の確保方策について】

現 状	公立幼稚園（5園※1園休園中）、87人が利用しています。
確保方策	1号認定の量の見込みに対しては、既存施設の現状の定員枠で十分な対応が可能な状況です。

【2号認定及び3号認定（0～2歳児）の確保方策について】

現 状	公立保育所（3園）及び認可保育所（2園）、家庭的保育施設（1園）の計6施設で320人の定員となっています。
確保方策	ニーズを踏まえた量の見込みに対して、既存の保育施設における定員枠の拡大を確保方策の値として計上することで、量の見込みに対応していきます。

【確保方策のまとめ】

第2期計画期間（2020～2024年度）において、本村の対象児童数は横ばいで推移することが想定されており、さらに現時点において待機児童（2019年10月1日時点：22人）の解消には至っていない状況となっています。

本村において、0歳～2歳の待機児童が多い状況にあることから、第2期計画期間における待機児童の解消に向けて、既存施設の定員枠拡大をはじめ、今後、中学校統合に伴う空き教室等を活用した小規模保育施設の新設による定員増を確保方策として計上しています。また、確保方策には計上していないものの、村内のホテル関連の企業主導型保育所（地域枠）についても情報収集し、関係機関と連携し検討を進めていきます。

また、公立幼稚園の入園が4月10日前後で、保育所等卒園後から10日以上保育サービスがない状況に不満の声も聞かれます。また、例年人手不足も続いていることや入園率の低さから統廃合または、こども園移行も検討が必要となっていることから、「仮称：保育所・幼稚園の在り方の基本方針」を策定し、施設の統廃合と並行したこども園移行により充実した園の運営やサービスの質と量の向上が図られると考えます。



■教育・保育の見込み量と確保方策（認定区分における確保方策）

既存の保育所・幼稚園における定員枠の拡大や、空き教室を活用した小規模保育の整備を確保方策として見込んでいます。なお、第 2 期計画期間においては、「認定こども園」の検討は行うものの、確保方策には計上していません。

【恩納村全体】

年度			2020年度(令和2年度)					2021年度(令和3年度)					2022年度(令和4年度)					2023年度(令和5年度)					2024年度(令和6年度)				
認定区分			1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
				教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳
量の見込み			37	－	146	109	26	35	－	140	121	26	34	－	131	125	27	33	－	137	125	27	34	－	141	126	27
確保数	特定 保育施設・ 教育・	保育所	－	－	183	105	27	－	－	148	117	27	－	－	148	117	27	－	－	148	117	27	－	－	148	117	27
		幼稚園	135	－	－	－	－	135	－	－	－	－	135	－	－	－	－	135	－	－	－	－	135	－	－	－	－
		認定こども園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		地域型保育(家庭的、小規模保育)	－	－	－	5	0	－	－	－	15	0	－	－	－	25	0	－	－	－	25	0	－	－	－	25	0
		合計	135	－	183	110	27	135	－	148	132	27	135	－	148	142	27	135	－	148	142	27	135	－	148	142	27
過不足			98	－	37	1	1	100	－	8	11	1	101	－	17	17	0	102	－	11	17	0	101	－	7	16	0



4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の考え方

地域子ども・子育て支援事業の各事業とその内容は、以下のとおりです。

	事業名	事業内容
1	延長保育事業	通常保育の時間を超えて保育を行う事業
2	一時預かり事業（幼稚園型）	主に1号認定の子どもを対象として、保護者が子どもを見ることが一時的に困難になった場合に、幼稚園、認定子ども園などが一時的に子どもを預かる事業です。
3	一時預かり事業（幼稚園以外）	保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない子どもを対象とした一時預かり事業です。
4	病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児、緊急対応強化事業）	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
5	ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）	小学生の放課後の預かりの実施等を行う事業です。
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。
7	地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る事業です。
8	利用者支援事業	子ども、その保護者、または妊娠している方が安心して子育てができるよう個々に応じた相談、助言を行い、関係機関とのつながりをサポートする事業です。
9	放課後児童健全育成事業（低学年＋高学年）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
10	多様な主体の参入促進事業	保育所新規設置事業者が円滑に実施できるよう、事業者に対する実地支援、相談、助言を行う事業です。
11	実費徴収に伴う補足給付事業	低所得世帯向けに、保育所等での実費（日用品、文具等）に係る費用を補助する事業です。
12	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげることを目的とした事業です。
13	養育支援訪問事業	妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭や、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な養育者に対し子育て等へのアドバイスをする人等を派遣する事業です。
14	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、関係機関の職員などの専門性強化及び機関間の連携強化を図る事業です。
15	妊婦健診	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査」「保健指導」などを実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

① 延長保育事業

現在の実施状況	現在6園で実施しています。
確保の考え方	量の見込みに対して、現在の受け入れ枠で対応可能であることから、現在の定員を維持することとし、確保方策として計上しています。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	119 人	117 人	118 人	116 人	118 人
② 確保の内容	119 人	117 人	118 人	116 人	118 人
②－①	0	0	0	0	0

② 一時預かり（幼稚園型）

現在の実施状況	現在4園で実施し、56 人を受け入れています。
確保の考え方	量の見込みに対して、現在の受け入れ枠で対応可能であることから、現在の定員を維持することとし、確保方策として計上しています。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	18,262 人/日	17,221 人/日	17,047 人/日	16,585 人/日	169,900 人/日
② 確保の内容	18,262 人/日	17,221 人/日	17,047 人/日	16,585 人/日	169,900 人/日
②－①	0	0	0	0	0

③ 一時預かり（幼稚園型以外）

現在の実施状況	現在保育士の確保が厳しいため、村立保育所 1 か所での実施となっています。
確保の考え方	保育士確保の状況にもよるが、村立保育所 2 か所で実施できるよう確保方策として計上しています。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	5,503 人/日	5,414 人/日	5,441 人/日	5,379 人/日	5,450 人/日
② 確保の内容	5,503 人/日	5,414 人/日	5,441 人/日	5,379 人/日	5,450 人/日
②－①	0	0	0	0	0

④ 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児、緊急対応強化事業）

現在の実施状況	村内認可保育園 1 か所で病児保育（病後児・体調不良児）を実施しています。やんばる町村ファミリー・サポート・センターでの過去3年間（H29～R1）実績は、5件であった。 ※北部9町村で「やんばる町村ファミリー・サポート・センター」実施
確保の考え方	村内には医療機関も少なく、今後も病児保育実施の施設確保は厳しいことが予想されるため、現在実施している1か所（病後児・体調不良児各1か所）で、確保方策として計上しています。やんばる町村ファミリー・サポート・センターについては、周知活動を強化していきます。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	535 人/日	527 人/日	529 人/日	523 人/日	530 人/日
② 確保の内容	200 人/日	200 人/日	200 人/日	200 人/日	200 人/日
②－①	▲ 335	▲ 327	▲ 329	▲ 323	▲ 330

⑤ ファミリー・サポート・センター事業（就学時のみ）

現在の実施状況	現在、恩納村では過去3年間（H29～R1）利用実績はありません。 ※北部9町村で「やんばる町村ファミリー・サポート・センター」実施
確保の考え方	過去の利用実績や今後の利用見込みも低いと予想されることから、確保方策としては計上していません。引き続き、やんばる町村ファミリー・サポート・センター事業の周知活動を強化していきます。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	0 人/日	0 人/日	0 人/日	0 人/日	0 人/日
② 確保の内容	0 人/日	0 人/日	0 人/日	0 人/日	0 人/日
②－①	0	0	0	0	0

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

現在の実施状況	現在、恩納村には受け入れる施設等もないので実施していません。
確保の考え方	量の見込みも少なく、また受け入れる施設もない為、確保方策には計上していませんが、需要が増える可能性が出た際は、状況に応じて検討していきます。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	2 人/日	2 人/日	2 人/日	2 人/日	2 人/日
② 確保の内容	0 人/日	0 人/日	0 人/日	0 人/日	0 人/日
②－①	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2



⑦ 地域子育て支援拠点事業

現在の実施状況	恩納村では、1 か所で実施しています。（村立山田保育所2階） 恩納村は地理的にも、南北に細長く、支援センターは南地区にあるために、年間で「出前保育」と称して中央地区（保健福祉センター）・北地区（熱田集会所）に出向いています。
確保の考え方	現行で対応可能と判断し、確保方策を計上しています。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
② 確保の内容	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
②－①	0	0	0	0	0

⑧ 利用者支援事業

現在の実施状況	庁舎内に相談支援の窓口（特定型：相談員）を設置し、また保健師（母子保健型：保健師）も配置し、各種子育て相談等に対応しています。
確保の考え方	現行での対応を引き続き継続するために、確保方策を計上しています。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
② 確保の内容	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
②－①	0	0	0	0	0

⑨ 放課後児童健全育成事業（低学年＋高学年）

現在の実施状況	村内には、現在2施設（うち1施設は、小学校内にあり2支援実施）の放課後児童クラブで、110名の児童が利用しています。
確保の考え方	今後、村内中学校統合（R2年度）に伴う、学校の空き教室が存在するため、公的施設内への学童整備により、施設面積も広くなり受入人数の増加や支援数の増加にも対応できる可能性が高いことから、確保方策を計上しています。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	239 人	235 人	223 人	223 人	209 人
② 確保の内容	110 人	130 人	175 人	225 人	210 人
②－①	▲ 129	▲ 105	▲ 48	2	1

⑩ 多様な主体の参入促進事業

現在の実施状況	現在恩納村での実施の予定はありません。
確保の考え方	今後も恩納村での実施の可能性は低いと思われるため、確保方策には計上していません。今後、新規参入が見込まれた場合に、参入者の施設等経営実績等から事業実施の必要性を総合的に検討します。

⑪ 実費徴収に伴う補足給付事業

現在の実施状況	現在、恩納村では実施していません。
確保の考え方	今回の確保方策には計上していません。今後、村独自の実施事業（予定事業も含む）において類似事業の有無を確認し、需要が見込まれる場合は、検討します。

⑫ 乳児家庭全戸訪問事業

現在の実施状況	生後 4 か月までの乳児のいる家庭を、保健師・助産師・母子保健推進員いずれかが訪問し、相談及び情報提供を行い、母子の状態を見守っています。
確保の考え方	保健師・助産師・母子保健推進員のいずれかが、確実に訪問し 100% の実施を目指しますので、0 歳児の推計児童数と同数を確保方策で計上しました。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	111 人	111 人	111 人	112 人	112 人
② 確保の内容	111 人	111 人	111 人	112 人	112 人
②－①	0	0	0	0	0

⑬ 養育支援訪問事業

現在の実施状況	専門的相談支援 2 名（保健師 1 名・助産師 1 名）、育児・家事援助（村社会福祉協議会）で実施しています。恩納村ではここ数年、村外・県外・国外出身者も多く、身近に支援者も居ない中で、養育に不安や困難を抱える方も増えていることから、支援の必要性が高まっています。
確保の考え方	これまでの実績や支援体制（専門的相談支援・育児・家事援助）の充実、今後も量が見込まれることを踏まえ、確保方策を計上しました。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	90 人	90 人	100 人	100 人	100 人
② 確保の内容	90 人	90 人	100 人	100 人	100 人
②－①	0	0	0	0	0

⑭ 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

現在の実施状況	恩納村要保護児童対策地域協議会で関係機関とケース会議等を実施しています。
確保の考え方	今後も恩納村要保護児童対策地域協議会として関係機関との連携等を十分にとりながら、進めていくものとします。

⑮ 妊婦健診

現在の実施状況	県内医療機関において、母子の健康状態を定期的に確認するために行うもので、公費により 14 回分の補助を行っています。
確保の考え方	これまでの実績（述べ健診回数）を踏まえて、量の見込みと同数を確保方策に計上しました。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	1,200 人回	1,200 人回	1,200 人回	1,200 人回	1,200 人回
② 確保の内容	1,200 人回	1,200 人回	1,200 人回	1,200 人回	1,200 人回
②－①	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、子どもの健やかな育ちを保障するため、子どもの成長過程や生活に関わる様々な分野が密接に連携し、施策の総合的・効率的な推進を図ることが重要となります。

そのため、保健・医療・教育・保育・福祉の各分野の関係者及び関係機関とともに、家庭や地域、事業所、関係団体等と連携・協力体制の充実に努めます。

2. 人材確保及び計画の周知

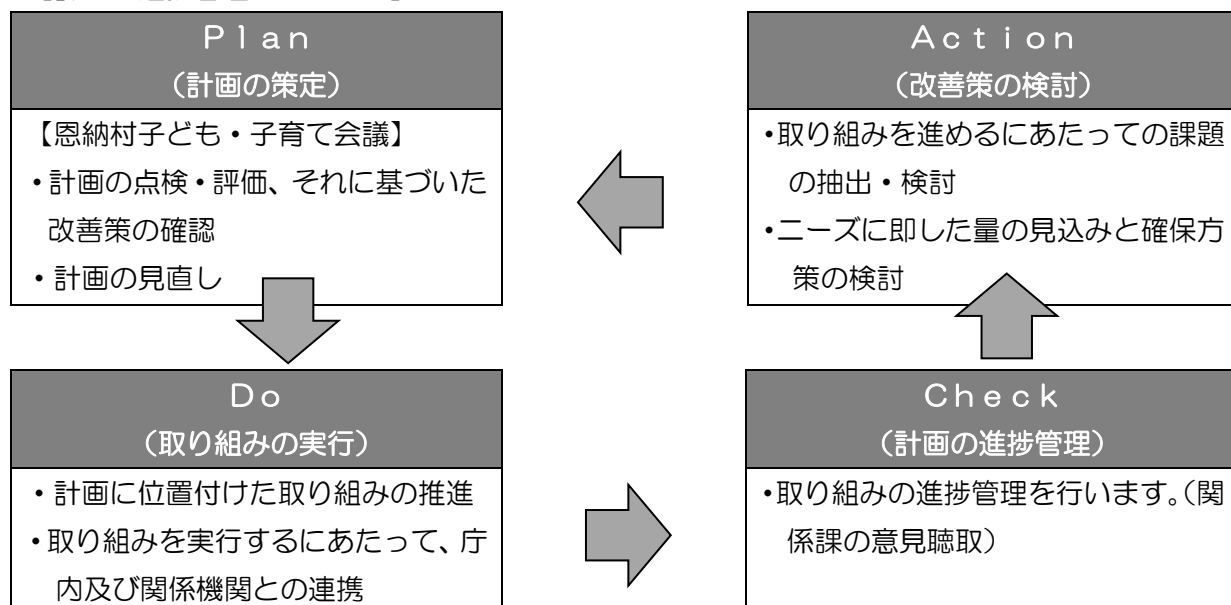
本計画に位置付けられている取り組みは、子どもが生まれる前からの母子保健に関する取り組みをはじめ、教育・保育施設の受け皿の確保に関する事項、要保護児童への対応や障がい児施策など、子育てに関する幅広い分野が掲げられています。これらの取り組みを充実させるには、保育士や幼稚園教諭、保健師、特別支援教育支援員等の専門員の確保が不可欠であることから、本村の子育て家庭のニーズに対応できるよう、関係機関と連携し専門員等の人材の育成・確保に努めます。

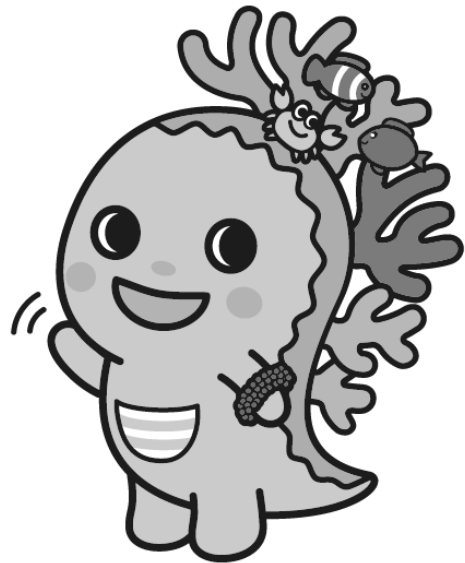
また、専門員だけでなく、本村の将来を担う子どもが健やかに育つには、地域社会の協力も重要なものであることから、本村における子ども・子育て支援の意義並びに本計画の周知を図り、計画推進への参画を促します。

3. 計画の進捗管理・点検

本計画で位置付けられている様々な取り組みの進捗状況について、「恩納村子ども・子育て会議」において、毎年度点検・評価を行うとともに、評価に基づいて改善策を検討するとともに、計画の見直しを図ります。

【計画の進捗管理のイメージ】





◆ 資 料 編

- ・ 恩納村子ども・子育て会議設置規則
- ・ 恩納村子ども・子育て会議委員名簿

○恩納村子ども・子育て会議設置規則

平成25年9月27日

規則第9号

(設置)

第1条 この規則は、恩納村附属機関設置条例（昭和53年恩納村条例第7号）第3条の規定に基づき、恩納村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他村長が認める者のうちから村長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、委員長が招集する。

2 子育て会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子育て会議は、第2条に規定する所掌事務に関し、特定の事項を審議するため部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に委員長が指名する部会長を置く。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長が指名する部会の委員がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、子育て会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提供を求めることができる。
(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、福祉健康課において処理する。
(報酬及び費用弁償)

第10条 委員会の委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年恩納村条例第10号）の規定を適用する。
(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年度 恩納村子ども子育て会議委員名簿

No	氏 名	所属または団体の名称	備考
1	外間 毅	恩納村役場 副村長	
2	佐久本 邦華	沖縄キリスト教短期大学准教授	
3	新里 勝弘	恩納村役場 総務課長	
4	石川 司	恩納村教育委員会 学校教育課長	
5	長浜 保治	恩納村役場 福祉健康課長	
6	稲福 盛也	恩納村教育委員会 主任指導主事	
7	漢那 正	恩納村社会福祉協議会 事務局長	
8	上間 雅代	学童クラブあかんちゃ学校 代表	
9	仲村 兼富	恩納村区長会長 富着区区長	
10	山本 鉄平	村立幼稚園教諭（仲泊幼稚園）	
11	長嶺 厚子	村立保育所長（恩納保育所）	

第2期恩納村子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：恩納村役場 福祉課

〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

TEL：098-966-1207 FAX：098-966-1266

